

# 第1回 総合特区制度、「環境未来都市」構想に関する会議

## 議事次第

平成22年11月2日（火）

17時00分～17時30分

於：中央合同庁舎第4号館1208特別会議室

- 1 開 会
- 2 総合特区制度について
- 3 「環境未来都市」構想について
- 4 閉 会

### 配布資料

- |       |  |
|-------|--|
| 資料1   | 総合特区制度、「環境未来都市構想」に関する会議の開催について                     |
| 資料2   | 委員名簿   |
| 資料3-1 | 総合特区制度について   |
| 資料3-2 | 「総合特区制度」に係る自治体や民間からの提案を踏まえ、優先的に検討に着手すべき規制・制度改革について |
| 資料3-3 | 各府省庁への検討依頼事項の概要                                    |
| 資料4   | 「環境未来都市」構想について                                     |
| 資料5   | 経過及びスケジュールについて                                     |
| 参考資料1 | 新成長戦略実現会議の開催について・名簿                                |
| 参考資料2 | 第2回新成長戦略実現会議 菅総理指示                                 |
| 参考資料3 | 地域の提案に基づく総合特区のイメージ                                 |
| 参考資料4 | 資料3-2に示した「優先的に検討に着手すべき規制・制度改革」に係る事項                |

総合特区制度、「環境未来都市」構想に関する会議の開催について

〔平成 22 年 10 月 8 日〕  
新成長戦略実現会議決定

1. 「新成長戦略実現会議の開催について」（平成 22 年 9 月 7 日閣議決定）に基づき、総合特区制度及び「環境未来都市」構想を政府一丸となって推進するため、総合特区制度、「環境未来都市」構想に関する会議（以下「会議」という。）を開催する。
2. 会議の構成員は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、その他関係者の出席を求めることができる。

議長	地域活性化担当大臣
構成員	議長の指名する内閣官房副長官、 すべての府省の副大臣又は大臣政務官 その他議長が指名する者
事務局長	議長の指名する内閣府副大臣
事務局次長	議長の指名する大臣政務官
3. 会議の庶務は、内閣官房において処理する。

## 総合特区制度、「環境未来都市」構想に関する会議 委員

## 【議長】

○地域活性化担当大臣 片山 善博

## 【事務局長】

○地域活性化担当副大臣 平野 達男

## 【事務局次長】

○地域活性化担当大臣政務官 逢坂 誠二

## 【構成員】（各府省は第1回会議出席予定者）

○内閣官房副長官 古川 元久

○内閣官房副長官 福山 哲郎

○内閣府 副大臣 末松 義規

○警察庁 次長 片桐 裕

○金融庁 内閣府大臣政務官 和田 隆志

○消費者庁 内閣府副大臣 末松 義規

○総務省 大臣政務官 内山 晃

○法務省 大臣政務官 黒岩 宇洋

○外務省 大臣政務官 山花 郁夫

○財務省 大臣政務官 吉田 泉

○文部科学省 大臣政務官 笠 浩史

○厚生労働省 大臣政務官 岡本 充功

○農林水産省 副大臣 筒井 信隆

○経済産業省 副大臣 池田 元久

○国土交通省 副大臣 三井 辨雄

○環境省 大臣政務官 樋高 剛

○防衛省 大臣政務官 松本 大輔

# 総合特区制度について

平成22年10月



## 「総合特区制度」の創設

「新成長戦略 ～「元気な日本」復活のシナリオ～」(H22.6.18閣議決定)

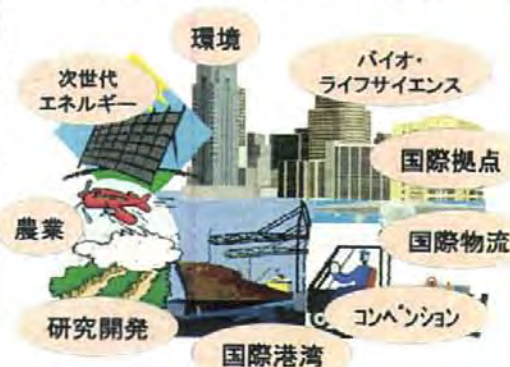
- 経済財政運営の最重要課題は、過去の政権が残してきた**規制・制度の束縛**や、適切な政策及びそのために必要となる財源確保の努力の欠如を**是正し、本来の需要を実現**すること
- ルールの変更や需要面からの政策を呼び水として実行**することによって、これらの**需要を顕在化させるとともに雇用を創出し、日本が本来持つ成長力を実現**することが、優先順位第一の課題
- 制度改革と一体的に実施することで相乗的な効果が期待される政策・事業を重視する。特に、**潜在的な需要を抑えているルールを変更することは極めて重要**

○新成長戦略の「21の国家戦略プロジェクト」として総合特区制度の創設を位置付け

2つのパターンの「総合特区」により、  
拠点形成による国際競争力等の向上、地域資源を最大限活用した地域力の向上を図る

### 国際戦略総合特区

我が国の経済成長のエンジンとなる産業・機能の育成に関する先駆的な取組



地域の包括的・戦略的な挑戦(チャレンジ)

規制・制度改革の大胆な「提案」

「総合特区」としての指定

国と実施主体の「協議の場」の設置

- ・国と地域が一体となって推進
- ・必要な規制・制度改革、税財政・金融措置等を総合的に協議・改善・実施等

### 地域活性化総合特区

地域資源を最大限活用した先駆的な地域活性化の取組





# 「総合特区制度」の概要

## 1 総合特区制度の目的及び政策手段

### (1) 目的

#### ○ 共通

国・地域を通じた規制・制度改革を基軸として、地域活性化の取り組みを促進し、政策課題の解決、成長戦略の推進を図るとともに、地域主権改革の推進にも寄与。

#### ○ 国際戦略総合特区

地域を厳選し、我が国の経済成長のエンジンとなる産業・機能の育成に関する先駆的な取組に限定して対象とし、当該産業分野における国際競争力の強化を図るとともに、我が国の経済成長に資する分野の活性化を通じて、需要、雇用の拡大等を図る。

#### ○ 地域活性化総合特区

地域の資源や創意工夫を最大限活用した先駆的な地域活性化の取組を対象とし、地域の知恵と工夫を最大限活かし、地域の自給力の向上、地域の課題解決を図る。

### (2) 政策手段

・規制・制度改革を基軸とし、税制・財政・金融上の支援措置等を実施。

## 2 推進体制

### (1) 地域活性化推進本部(仮称)

・地域活性化の推進等に必要な施策を集中的かつ一体的に実施するため、内閣に全閣僚をメンバーとした地域活性化推進本部(仮称)を置く。(本部長:内閣総理大臣)

### (2) 総合特区推進WG(仮称)

・関係府省との所要の調整を行い、地域からの提案に対する対応方針の案等を策定するため、本部の下に、副大臣・政務官レベルの総合特区推進WG(仮称)を置く。(座長:総合特区担当副大臣)

### (3) 国と実施主体の「協議の場」

・総合特区ごとに、総合特区の実施主体(自治体又は自治体を含む協議会)と関係省庁との協議の場を設置し、国と地域の協働プロジェクトとして推進。

※ 関係府省は、地域からの規制・制度改革等の提案について精力的に検討するとともに、当該総合特区の目標達成のための国の支援のあり方を幅広く議論し、各府省からも積極的に施策提案を行う。

## 3 制度の手続き

### (1) 基本方針の策定・公表

- 地域活性化推進本部(仮称)において案を作成の上、閣議決定。
- 総合特区制度の趣旨、総合特区の要件、総合的な支援のあり方等を記述。

### (2) 総合特区の提案等

- 総合特区の提案を行おうとする者(自治体又は自治体を含む協議会)は、次の事項を含む提案を行う。
  - ①目標
  - ②取組・事業
  - ③規制・制度改革、税制・財政・金融上の支援措置等に関する総合的な提案
  - ④地域の責任ある関与
- 民間等は、自治体に対して提案が可能。

### (3) 総合特区の指定

- 要件(後述)を満たす、国として推進すべき提案について、総合特区推進WG(仮称)における検討、調整を経て、地域活性化推進本部(仮称)において総合特区として指定。

### (4) 総合特区の実施計画の認定

- 指定を受けた実施主体(自治体又は自治体を含む協議会)は、総合特区の実施計画案を作成。
- 実施計画を内閣総理大臣が認定。規制・制度改革、税制・財政・金融上の支援措置等を実施。
- 認定された総合特区実施計画については、PDCAサイクルを適切に実施。



## 4 総合特区の要件

- i) 包括的・戦略的な政策課題の設定と解決策の提示があること
- ii) 成長分野の活性化や地域の活性化といった目的に対し有効で、我が国の成長に資する新しい分野を切り開くなど先駆的な取組であり、一定の熟度を有すること
- iii) 地域資源等を活用した取組の「必然性」があること
- iv) 地域の「本気度」を示す責任ある関与があること

- ・地域の「本気度」が明らかな取組で、関係主体の合意が得られているものを想定  
例) 地方税の減免、地域独自の補助金、住民負担を伴う規制強化、自らの権限に係る規制緩和、組織や体制の強化 等
- ・既に、地域の自助努力による事前の施策が十分に行われている
- ・成果目標の設定と事後チェック

- v) 運営母体が明確であること

- ・地方公共団体と民間企業、NPO等による官民共同の協議会を設置することが必須

- vi) 今後の地域活性化を進める上で有効な国の規制・制度改革の提案があること

- ・先駆的な取組の実現や推進に有効であり、以下のような国の施策に関する提案を対象とする。
  - 規制の改革(過去に行われた規制改革の改善や活用促進のための措置を含む)
  - 国の権限・事務の地方公共団体への委譲・ワンストップ化
  - 国の関係機関の業務の見直し
  - 国の制度、事務手続きの見直し(税制・財政・金融上の支援措置の改善、国の認定手続きの簡素化等) 等

## 「総合特区制度」の創設に関連する予算概算要求・税制改正要望

「新成長戦略」(平成22年6月18日閣議決定)において、21の国家戦略プロジェクトとして位置づけられた「総合特区制度」の創設に必要な予算・税制改正を要求中。

### (1)平成23年度予算概算要求 (内閣府要求額:823億円)

自立的な取組に基づく地域の活性化、社会経済的課題の解決及びわが国全体の成長戦略の観点から「総合特区制度」を創設し、規制の特例措置及び税制・財政・金融上の支援措置等を一体として実施。

- ・総合特区推進調整費
- ・総合特区支援利子補給金

### (2)平成23年度税制改正要望

#### (i)国際戦略総合特区における税制上の特例措置 (内閣府一新規要望)

##### ・投資税額控除、特別償却制度、事業の課税所得控除制度の創設

- ① 実施計画に記載された事業を実施しようとする者が、当該事業の用に供する機械、装置、建物等を取得等した場合、取得価額の一定割合に相当する額を、事業の用に供した事業年度の法人税額から控除。
- ② 実施計画に記載された事業を実施しようとする者が、当該事業の用に供する機械、装置、建物等を取得等した場合、事業の用に供した事業年度の減価償却限度額は、取得価額の一定割合に相当する額と普通償却限度額の合計額とする。



- ③ 実施計画に記載された事業を実施する者が、特区内において行われる事業により生じた当該事業年度の課税所得の一定割合に相当する額を損金に算入。

※①～③については、事業者の判断により、いずれか1つの選択制とする。

・研究開発に係る特例措置の創設

- ④ 実施計画に記載された事業を実施する者が、当該事業に係る研究開発を実施した場合の当該費用に係る控除の限度額について、特例措置を創設。

(ii) 国際戦略総合特区及び地域活性化総合特区における税制上の特例措置 (内閣府一新規要望)

・地域戦略推進を担う事業者に対する出資についての所得控除制度創設

- ① 実施計画に記載された事業を実施しようとする者について、個人投資家が当該事業者に出資した場合に、当該投資家の投資年度の総所得から一定額を控除。

・公益的な事業の用に供する不動産登記に係る登録免許税の減免

- ② 実施計画に記載された事業でかつ公益的なものを実施しようとする者が、当該事業の用に供する不動産を取得した場合に、当該不動産の保存登記及び移転登記に係る登録免許税を軽減。

## 「総合特区制度」に係る提案募集の結果について

「新成長戦略」(H22.6.18閣議決定)に基づき創設を予定している「総合特区制度」については、制度設計を行うため、規制の特例措置や税制・財政・金融上の支援措置等について、平成22年7月20日(火)から平成22年9月21日(火)まで、新たな提案(アイデア)の募集を実施いたしました。

その結果、**延べ278団体より計450件**の提案について提出がありました。

提案団体ごとの内訳は以下の通りです。

地方公共団体からの提案	延べ152団体	327件
企業・団体等からの提案	延べ126団体	145件

また、92件が「国際戦略総合特区(仮称)」、358件が「地域活性化総合特区(仮称)」に係る提案でした。

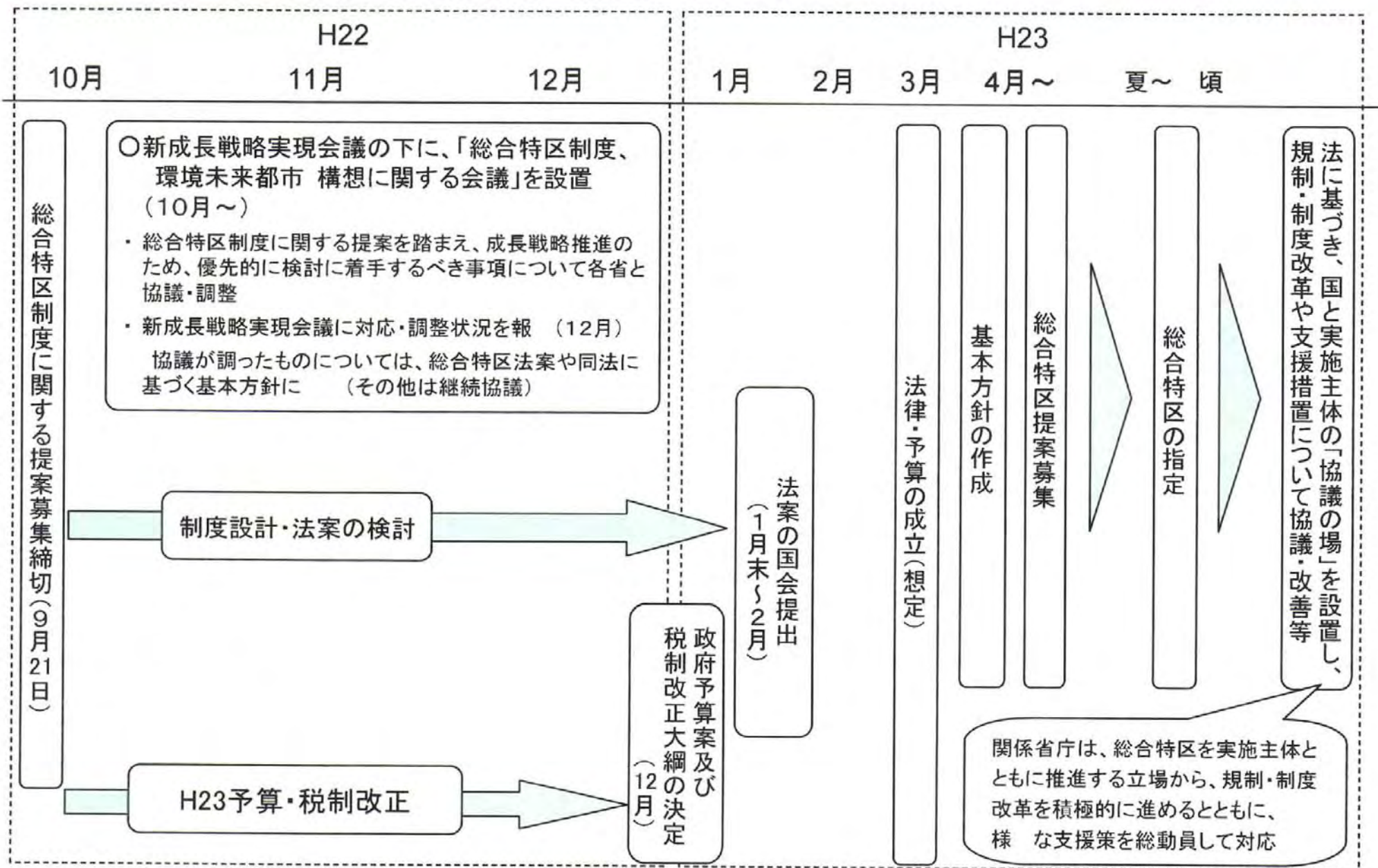
それぞれの提案に、規制の特例措置、税制・財政・金融上の支援措置についての提案が含まれておりますが、その内訳は以下の通りです。

措置の種類	提案件数
規制の特例措置	2,004件
税制上の支援措置	1,085件
財政上の支援措置	1,677件
金融上の支援措置	354件
その他の支援措置	538件

※今回の募集は、制度創設を行う上での新たなアイデアを募集するものであり、今後の指定、認定等の措置に直結するものではありません。



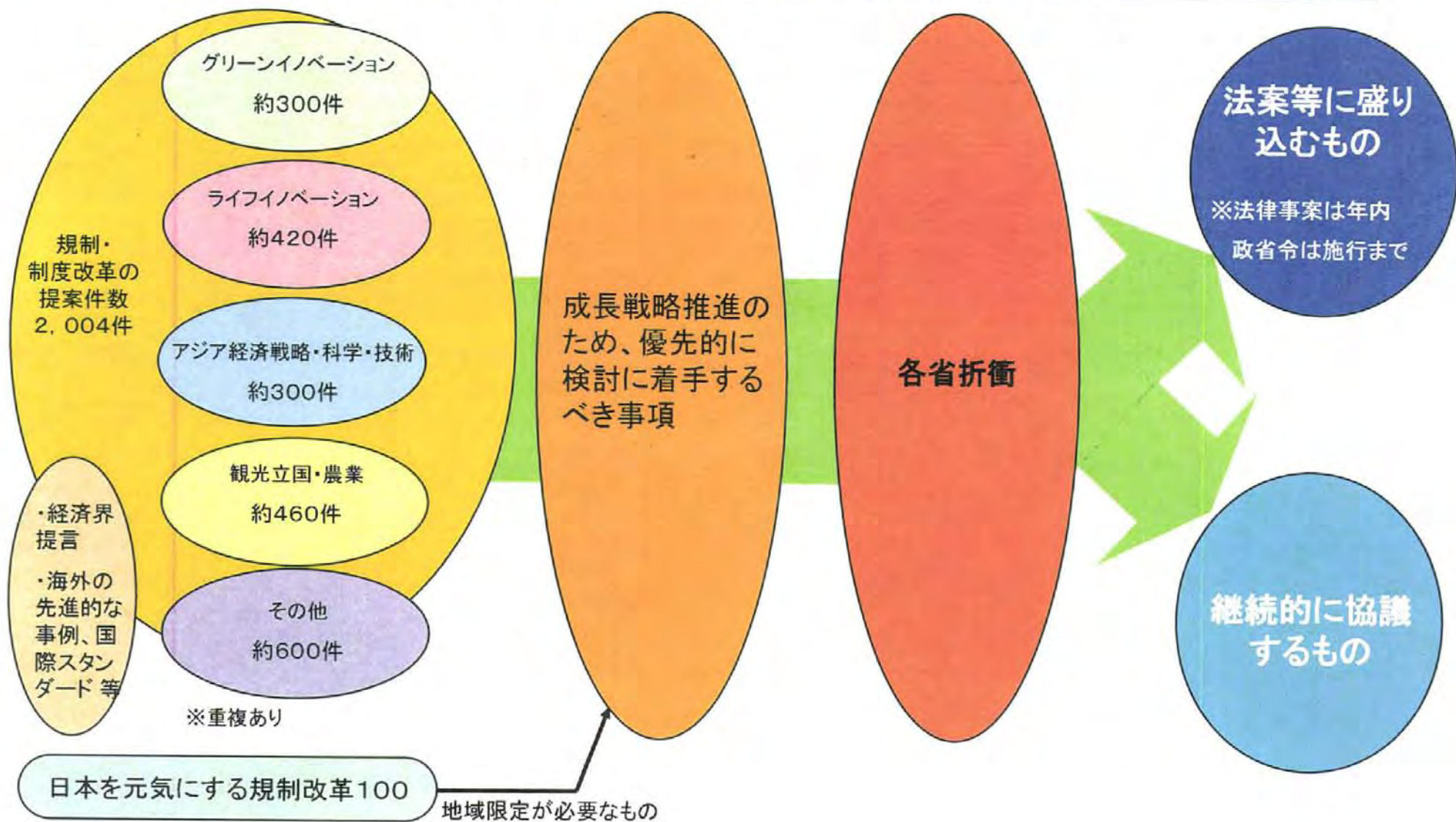
# 「総合特区制度」の工程表





# 「総合特区制度」提案募集に寄せられた規制・制度改革の提案等の処理について

規制・制度改革の類型:規制の緩和、政省令への委任、権限委譲 など



# 「新成長戦略」(平成22年6月18日閣議決定)(抄)

## 第2章 新たな成長戦略の基本方針 ー経済・財政・社会保障の一体的建て直しー

### 政策の優先順位の判断基準

#### (ii) 「選択と集中」基準

(制度・政策一体基準)

制度改革と一体的に実施することで相乗的な効果が期待される政策・事業を重視する。特に、潜在的な需要を抑えているルールを変更すること(規制・制度の改革、**総合特区の創設**等)は極めて重要である。その際、これと一体的に行うことが必要となる事後チェック体制の強化、安全性の確保のための体制強化、弱い立場の人々への対応、個人情報保護の強化等に十分配慮する。

## 第3章 7つの戦略分野の基本方針と目標とする成果

### フロンティアの開拓による成長

#### (4) 観光立国・地域活性化戦略

～地域資源の活用による地方都市の再生、成長の牽引役としての大都市の再生～

【2020年までの目標】

『地域資源を最大限活用し地域力を向上』

『大都市圏の空港、港湾、道路等のインフラの戦略的重点投資』

(地域政策の方向転換)

この10年間、大都市への人口集中が進む一方で、地方の中心市街地はシャッター通りと化し、地域経済の地盤沈下が著しい。このような地方都市の状況は結果として国全体の成長のマイナス要因となってきた。地方都市が空洞化した背景には、これまでの国の地域振興策が、「選択と集中」の視点に欠け、ハコモノ偏重で、地方の個性を伸ばし自立を促してこなかったことに他ならない。一方で、地方にはその土地固有の歴史と文化・芸術がある。例えば、フランスで最も住みやすい街として知られるナント市が、かつての産業・工業都市から歴史遺産の「文化」と「芸術」により都市の再生を果たしたように、これからの国の地域振興策は、NPO等の「新しい公共」との連携の下で、**特区制度**等の活用により、地方の「創造力」と「文化力」の芽を育てる施策に転換しなければならない。



(大都市の再生)

大都市は、これまでは国の成長の牽引役としての役割を果たしてきたが、ソウル、シンガポール、上海、天津等の他のアジア都市は国を挙げて競争力向上のための取組を推進しており、国としての国際的、広域的視点を踏まえた都市戦略がなければ、少子高齢化もあいまって東京でさえ活力が失われ、国の成長の足を引っ張ることになりかねない。

このため、成長の足がかりとなる、投資効果の高い大都市圏の空港、港湾、道路等の真に必要なインフラの重点投資と魅力向上のための拠点整備を戦略的に進め、世界、アジアのヒト・モノの交流の拠点を目指す必要がある。この整備に当たっては、厳しい財政事情の中で、**特区制度**、PFI、PPP等の積極的な活用により、民間の知恵と資金を積極的に活用する。

## 《21世紀の日本の復活に向けた21の国家戦略プロジェクト》

### フロンティアの開拓による成長

#### IV. 観光立国・地域活性化における国家戦略プロジェクト

#### 11. 「総合特区制度」の創設と徹底したオープンスカイの推進等

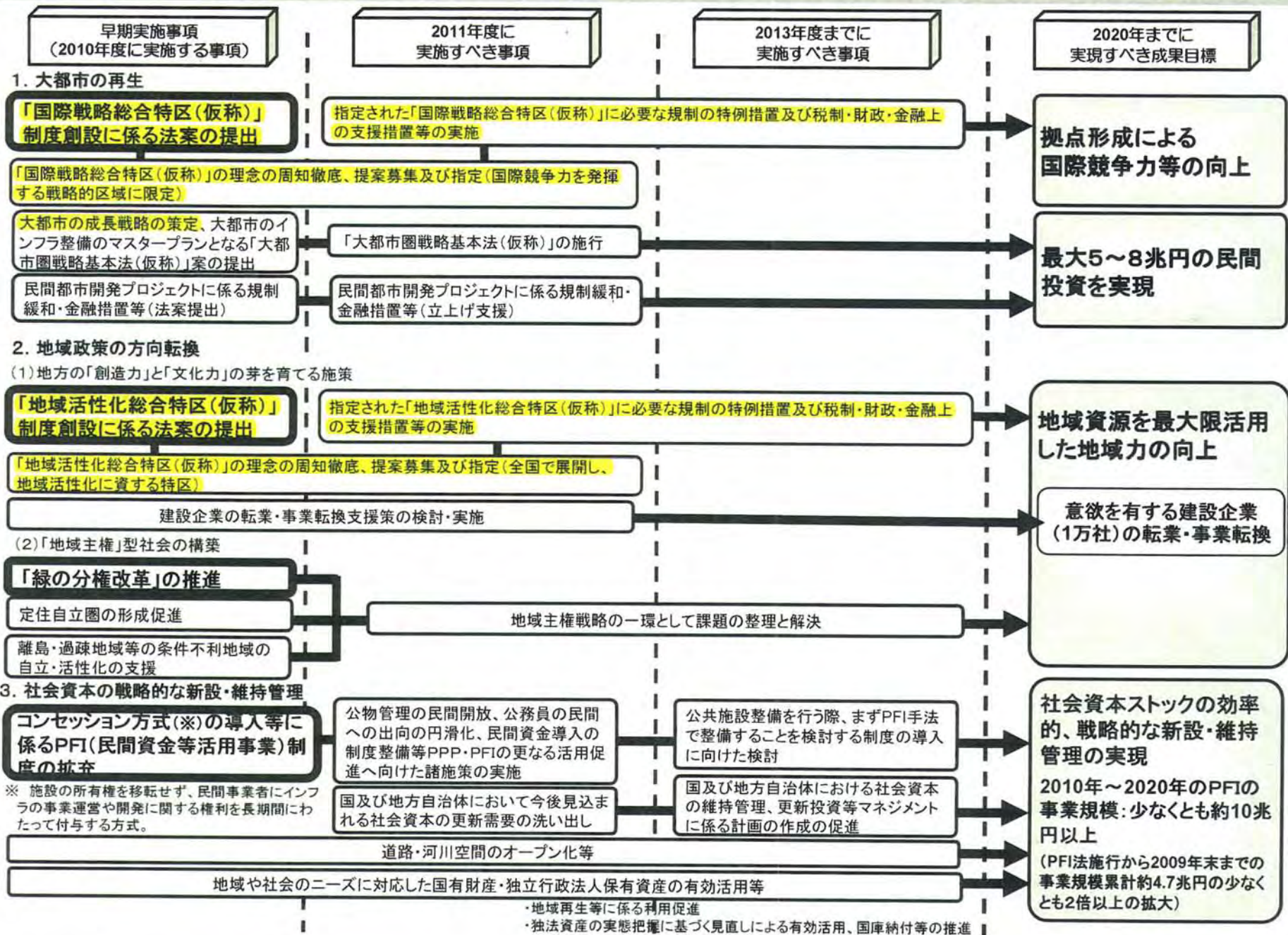
地域の責任ある戦略、民間の知恵と資金、国の施策の「選択と集中」の視点を最大限活かす「総合特区制度」を創設する。具体的には、①我が国全体の成長を牽引し、国際レベルでの競争優位性を持ちうる大都市等の特定地域を対象とする「国際戦略総合特区(仮称)」を設け、我が国経済の成長エンジンとなる産業や外資系企業等の集積を促進するため、必要な規制の特例措置及び税制・財政・金融上の支援措置等を総合的に盛り込む。その際、法人税等の措置についても検討を行う。また、②全国で展開する「地域活性化総合特区(仮称)」では、地域の知恵と工夫を最大限活かす規制の特例措置及び税制・財政・金融上の支援措置等、「新しい公共」との連携を含めた政策パッケージを講じる。

これら総合特区制度の創設により、拠点形成による国際競争力等の向上、地域資源を最大限活用した地域力の向上が期待される。

また、アジア・世界からのヒト・モノ・カネの流れ倍增を目指し、羽田の「24時間国際拠点空港化」、首都圏空港を含めた徹底したオープンスカイを進めるとともに、港湾の「選択と集中」を進め、民間の知恵と資金を活用した港湾経営の実現等を図る。

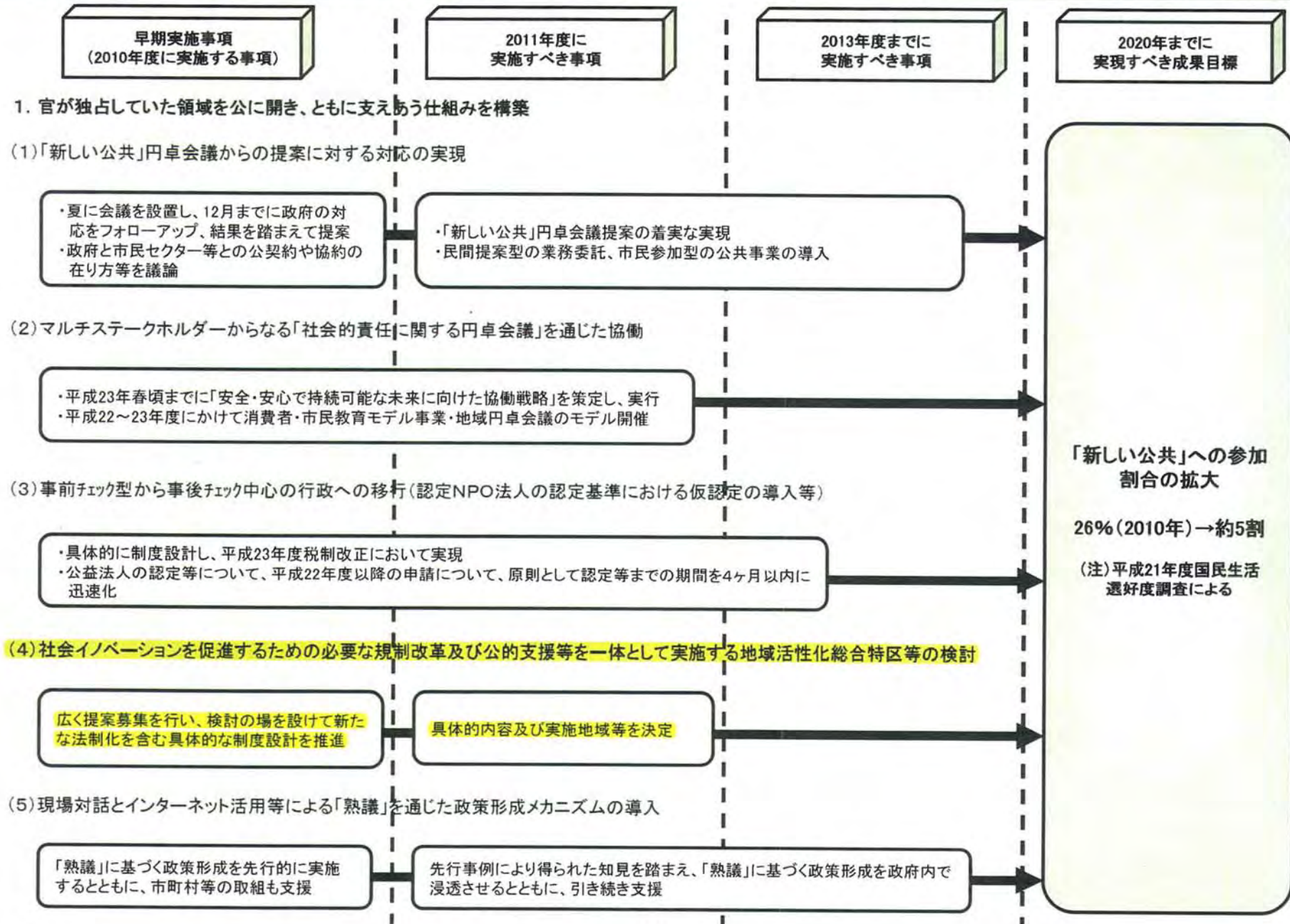


# IV 観光・地域活性化戦略 ～地域資源の活用による地方都市再生、成長の牽引役としての大都市の再生～





## VI 雇用・人材戦略 ～「新しい公共」—支えあいと活気のある社会の構築～①



## 「円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策～新成長戦略実現に向けたステップ2～」

(平成22年10月8日閣議決定) (抄)

### 5. 規制・制度改革

財源を使わない景気対策として、及び新成長戦略を推進する政策ツールとして、規制・制度改革を強力に推進する。このため、既定事項を着実に実施していくとともに、グリーン・イノベーション、ライフ・イノベーション、地域活性化、アジア経済戦略、金融等の7つの戦略分野を中心に新たな取組を行う。その際、規制・制度改革の円滑な推進の上で必要となる環境整備に十分配慮する。

<具体的な措置>

#### ○総合特区制度を念頭に置いた規制・制度改革の検討

- ・「新成長戦略」に基づき、規制の特例措置及び税制・財政・金融上の支援措置等を総合的に盛り込むものとして創設を予定している「総合特区制度」に係る自治体や民間からの提案を踏まえ、優先的に検討に着手すべき規制・制度改革について、所要の検討を実施する。

「総合特区制度」に係る自治体や民間からの  
提案を踏まえ、優先的に検討に着手すべき  
規制・制度改革について

内閣官房  
地域活性化統合事務局

# 目 次

1. グリーン・イノベーションによる環境・エネルギー大国戦略	
(1) 環境・エネルギー関連産業の 国際競争力の強化のための拠点形成	1
(2) 地域をエネルギー供給源とすることによる再生	3
(3) 国家戦略としての資源リサイクル	4
2. ライフ・イノベーションによる健康大国戦略	
(1) 今後の経済成長の柱となる 医療関連産業の国際競争拠点形成	6
(2) 医療・介護・福祉が連携して、人口減少・高齢化社会 に立ち向かう持続可能な地域システムづくり	12
3. アジア経済戦略	
(1) 日本のアジア拠点化 (グローバル企業、高度人材、投資の呼び込み)	16
(2) 先進的な産業・研究開発拠点の形成	17
(3) 国際物流拠点等の国際競争力の強化	19
4. 観光立国・地域活性化戦略	
(1) 観光立国の推進	22
(2) 農業・水産業分野の国際競争力のある成長産業化	24
(3) 森林・林業の再生と中山間地域の保全	26

※本資料に示す「地域の提案の概要」及び「優先的に検討に着手すべき規制・制度改革」は、「総合特区制度」に係る、450件に上る地方公共団体や民間からの提案等を踏まえ、内閣官房地域活性化統合事務局の責任において編纂したものである。また「関連提案」の数は、各分野に関連すると思われる提案を当事務局で集計したものである。



## 1. グリーン・イノベーションによる環境・エネルギー大国戦略

### (1) 環境・エネルギー関連産業の国際競争力の強化のための拠点形成

#### ○総合特区に関する地域の提案の概要（関連提案：51件）

今後、成長著しい新興国を始めとして各国で地球温暖化や資源・エネルギー制約等への対応が必要となり、環境・エネルギー技術の需要が高まると想定される。我が国は、公害や石油危機といった課題を克服する中で築き上げてきた世界トップレベルの環境・エネルギー技術を有しており、この分野における我が国の強みを生かして、関連技術・システムの開発及び関連産業の育成を進め、国際競争力を更に強化していくべきである。

具体的には、モデル事業や所要の規制・制度改革等を通じ、新技術や新システムの導入に伴う課題を抽出し、解決を図るとともに、研究・開発・生産の拠点を集積させ、個別技術の開発のみならず、複数の技術等の有機的連携を促す。また、利用促進策の集中等により、次世代技術が実用化された都市を構築し、これをモデル都市として、内外への普及展開を図る。

例えば、次世代自動車産業については、充電設備等のインフラ整備や課金制度のあり方等の課題解決を図るとともに、技術・システムの検証、確立を目指す。

これらを通じ、環境・エネルギー関連産業の国際競争力の強化と、低炭素型社会の同時達成を目指す。

#### ○優先的に検討に着手すべき規制・制度改革

##### ①電気自動車の充電に係る課金方法の整備

現状では、電気自動車への充電事業について明確なルールが示されていないが、今後の電気自動車の普及等を勘案し、充電設備の電気使用量に応じた課金（従量課金）が実施できるよう明確化を図る。【経済産業省】

## ②道路の占用許可基準の緩和

道路占用の許可基準について、「道路の敷地外に余地がないためやむをえないもの」を適用除外するとともに、道路法及び施行令に限定列挙されている占用物件に「電気自動車の充電設備」等を追加する。【国土交通省】

## ③周波数の割当てに係る特例

プローブ情報を活用したグリーンITS関係の社会実験を可能とする、周波数インフラの優先配分を行う。【総務省】

## ④燃料電池自動車・水素ステーション設置に係る環境整備

水素ステーションに係る具体的な仕様等を示す「例示基準」を作成することにより運用基準を明確化するなど、水素ステーション設置促進のための環境の整備を行う。また、総合特区内において、水素の貯蔵等を行う水素ステーションの立地に関する建築基準法上の規制を緩和し、水素ステーションの設置の促進を図る。【経済産業省・国土交通省】

## ⑤太陽光発電の設置等に伴う電気主任技術者の選任に係る規模要件の緩和

20kW未満の太陽光・風力発電設備、10kW未満の水力・火力・燃料電池発電設備は、一般用電気工作物とされているが、それ以上のものは、事業用電気工作物とされ、電気主任技術者の選任が義務付けられている。今後の太陽光発電設備等の更なる普及を勘案し、安全の確保を前提とした上で、規模要件等を緩和する。【経済産業省】

## ⑥太陽光発電設備等に係る建築基準確認申請の不要化

4mを超える太陽光発電設備の架台の構造基準について、電気事業法令で必要な安全措置が講じられていることを条件に、建築基準法の工作物の対象から除外する。【国土交通省】

⑦低炭素化に資する設備・建物を導入した場合の容積率緩和

建築物に、高効率ヒートポンプ、蓄熱システム、燃料電池、未利用エネルギー活用等、大幅にCO<sub>2</sub>の削減が可能となる高効率設備を導入するインセンティブとして、これら設備を導入した場合に容積率を緩和する特例措置を講ずる。【国土交通省】

(2) 地域をエネルギー供給源とすることによる再生

○総合特区に関する地域の提案の概要（関連提案：60件）

各地域に賦存する太陽光、風力、木質や畜産などのバイオマス、水力、地熱などの特長ある再生可能なエネルギー資源のポテンシャルを活かし、これらの資源を地域産業や交通システム等に活用することで、エネルギーの地産地消、地域内での資源循環等を推進し、地域経済の活性化を実現し、地域の再生を図る。

例えば、太陽光発電、風力発電等を一定程度備えた低炭素型都市・地域において、新たなエネルギーネットワークシステムを構築するための先駆的モデル事業を実施し、新技術や製品・システムの開発、早期実用化を通じて、地域の産業や雇用を創出する。

工場、事業所、戸建住宅、集合住宅等における太陽光発電の導入を積極的に推進するとともに、小水力発電の導入を図る。これら太陽光、水力等の地域にあるエネルギー資源を活用することで、コミュニティビジネスとしての展開を図る。

○優先的に検討に着手すべき規制・制度改革

①木質バイオマス等の一般廃棄物・産業廃棄物の適用除外

エネルギー利用を目的とする木質バイオマス等を、一般廃棄物・産業廃棄物の適用除外とする。【環境省】

②太陽光発電の設置等に伴う電気主任技術者の選任に係る規模要件の緩和（再掲）

③小水力発電の設置に伴うダム水路主任技術者選任の緩和

ダム水路主任技術者の選任について、既に外部委託が認められている電気主任技術者と同様に外部委託を可能とする。委託先としては、水力発電事業を行っている地方公営企業や電力会社、水力発電所の電気保安業務の受託実績がある団体等が考えられる。【経済産業省】

④太陽光発電設備等に係る建築基準確認申請の不要化（再掲）

⑤他の水利使用に従属する小水力発電の許可申請の不要化

小水力発電を設置する際の流水の占用の許可について、許可済の他の水利使用に従属し、河川流量に新たな影響を及ぼさない場合には、事前許可制に係らしめる必要性に乏しいことから、小水力発電の積極的かつ円滑な導入を図るべく、届出制へと緩和する。【国土交通省】

⑥海岸保全区域又は港湾区域内における再生可能エネルギー設備設置に係る許可基準の明確化

海岸保全区域又は港湾区域における工作物の設置については、許可基準が明確でないことから、許可基準を明確化する等により、再生可能エネルギー発電・利用設備を設置可能とする。【国土交通省】

⑦低炭素化に資する設備・建物を導入した場合の容積率緩和（再掲）

### (3) 国家戦略としての資源リサイクル

○総合特区に関する地域の提案の概要（関連提案：31件）

産業の源となる資源に乏しい日本では、アジア地域の経済発展に伴う資源の国際需給の逼迫、国際価格の高騰を背景に、安定確保のための国家戦略の一つとして、資源リサイクルの推進を重要な柱とすることが必要。一方で、リサイクル可能なものであっても、排出時の判断や分別収集方法により、焼却、埋立処分に回され、希少資源の消失、CO<sub>2</sub>の排出増を招いている。

このため、リサイクル推進の観点から規制を見直し、例えば、プラ

スチックのリサイクルについて必要な制度の見直しを行い、焼却から再生へと転換させ、プラスチック由来のCO<sub>2</sub>排出量を抑制するとともに、世界最先端の化石系廃棄物再生技術・システムを構築する。

農林水産分野では、畜産バイオマスや木質系バイオマスなどのポテンシャルを活かし、資源循環型のシステムを構築する。

○優先的に検討に着手すべき規制・制度改革

①容器包装以外のプラスチックのリサイクルのために必要な制度改革  
(都市油田特区)

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第2条第6項の「分別基準適合物」の規定について、容器包装プラスチックと製品プラスチックの混合状態でも収集を行い、それぞれの比率に応じた事業者と市町村の応分の費用負担によりリサイクルすることができるよう措置を行う。(現行制度において、混合収集物については容器包装プラスチックも市町村の負担で処理することとなっている。)【経済産業省・環境省】

②木質バイオマス等の一般廃棄物・産業廃棄物の適用除外(再掲)

③メタン発酵消化液や堆肥の肥料取締法上の規制緩和

家畜ふん尿をメタン発酵させた際に生じる消化液を液肥や堆肥として流通する際は、肥料取締法において普通肥料(農林水産大臣登録)となる。植物の生育等に有害な成分を含む可能性がないものについては、メタン発酵させた家畜ふん尿についても通常の家畜ふん尿の堆肥と同様に特殊肥料(都道府県知事への届出)として扱えるようにする。

【農林水産省】

## 2. ライフ・イノベーションによる健康大国戦略

### (1) 今後の経済成長の柱となる医療関連産業の国際競争拠点形成

#### ○総合特区に関する地域の提案の概要（関連提案：52件）

ライフサイエンス分野は、高度な知識集約型産業分野であり、再生医療やがん治療等の先端医療、革新的な新医薬品、医療機器の開発等大きなイノベーションによる飛躍的な成長が期待できる分野である。

このように、産業構造転換の柱として期待される医療関連産業であるが、海外との熾烈な競争、規制に伴う課題等を抱えているのも事実であり、こうした課題を克服した上で、最先端の医療技術、研究開発能力、医療関係人材の質の高さ等、我が国の強みをフルに活かし、革新的な医薬品・医療機器・先端医療を創出するための環境を整備することにより、国際競争力を強化し、我が国経済成長のエンジンとしていくことが必要である。

#### (ドラッグ・ラグ、デバイス・ラグ問題の抜本的な解消)

その前提として、欧米主要国で販売されている医薬品、医療機器が我が国に上市されるまでに時間がかかる、いわゆる「ドラッグ・ラグ、デバイス・ラグ問題」の解消が必要である。これまでも同問題の解消に向けて様々な取組が行われてきたところであるが、例えば、国内医薬品、医療機器製造企業が画期的な新医薬品・医療機器を開発しても、審査など上市に至るまでのプロセスに多大な時間とコストを要することで、国内における開発意欲を喪失してしまう＝我が国市場の魅力の低下による「日本離れ」の恐れがあるばかりか、海外の最新医薬品、医療機器へのアクセスが遅れ、国民が迅速に最高水準の医療を受けることへの障壁となることから、この解消は急務となっている。

そのため、国内で開発された医薬品、医療機器が、いち早く上市できるように審査体制の強化、すなわち、独立行政法人医薬品医療機器総合機構の審査員の増員のほか、総合特区内への支所の設置も含め、承認審査や開発段階からの事前相談体制の強化、更なるスピードアッ

プなどを図っていく必要がある。

さらに、欧米など諸外国で承認されている世界標準の国内未承認医薬品、医療機器等の試験的使用のほか、保険外併用療養費制度の柔軟化など、重篤な疾病等を抱える患者とそれに向き合う医療現場の切実な要望に一刻も早く応え、救える命を可能な限り救う体制を整備していく必要がある。

#### (革新的な医薬品、医療機器、再生医療等の先端医療の創出)

安全性が高く優れた日本発の革新的な医薬品、医療機器、再生医療等の先端医療の研究開発を推進するため、安全と安心を確保しつつ、必要な規制の見直しを進めるとともに、研究開発から実用化までのインキュベーター機能や情報発信機能を備えた国際競争拠点を形成し、世界最先端の医療拠点として、世界に先駆けて医薬品、医療機器、先端医療の開発、実証、提供を行う。また、大学、医療機関、研究機関、医薬品、医療機器製造企業等が集積・連携し、研究開発や人材育成、参入促進といった取組を推進する。

そのためには、特に、中核的な医療機関を核とした先端医療の臨床研究の促進を図り、科学力の粋を結集したヒト幹細胞を用いた再生医療の実用化や、医工連携の下、シーズとニーズの的確かつ実践的なマッチングによる日本の誇るものづくり技術を活用した医療機器の開発、イメージング技術等を活用した革新的創薬による有効かつ安全・安心な新薬の開発期間短縮及び効率化等を推進していくことが必要である。

併せて、医薬品、医療機器の審査の迅速化に加え、これらの開発に必須である治験について、「高コスト・スピードの遅さ」により多くの企業がこれまで国内の治験を断念し、諸外国にて行ってきた現状を踏まえ、総合特区内において迅速な治験の実施体制を整備する必要がある。

これらの取組により、医薬品、医療機器製造企業等の投資を国内に向け、海外の医療人材の育成等とセットにした医薬品・医療機器の海外展開促進を目指す「メディカルクラスター」を形成し、利用者のニーズに応じた質の高い医療・介護サービスを効率的に提供する体制を整備するとともに、国内外から患者、高度な医療機関、医療関係者を

引きつけ、医薬品産業、医療機器産業の国際競争力をさらに強化し、我が国経済成長の一翼を担っていく。

(国際連携の強化による医療水準の底上げとアジア等海外への展開)

上記の取組に当たっては、高度医療関係人材など外国人人材の積極的な誘致によりイノベーションを促進し、革新的な医薬品、医療機器、先端医療を創出することが求められる。

また、これらの成果を活用して、外国人医師をはじめ、海外の医療関係人材を対象として、最新・高度な医療機器の適切な操作方法を習得できる体制を整備するなど、急成長するアジアをはじめとする海外医療市場を取り込み、我が国の関係産業の発展と医療水準の底上げを図っていく。

この際、行政は、国際医療交流の拠点作りに向けた取組を行うとともに、民間の活動や投資の促進を図るため、進出事業者や医療関係者のネットワーク構築等の支援を行い、民間は拠点づくりのプレーヤーとして、自ら積極的に参画することも必要である。

○優先的に検討に着手すべき規制・制度改革

i) ドラッグ・ラグ、デバイス・ラグ問題の抜本的な解消

①PMDAが採用した民間経験者に対する承認審査、事前相談への従事制限の緩和

民間経験者を独立行政法人医薬品医療機器総合機構（PMDA）に採用し、当該経験者が支所で承認審査、事前相談に従事する場合における就業制限を緩和する。【厚生労働省】

②新医薬品に対するGMP適合性調査権限の移譲

新医薬品に関する一定期間経過後のGMP（医薬品の製造管理及び品質管理基準）適合性調査については、通常、PMDA（医薬品医療機器総合機構）が実施しているが、当該権限を総合特区の実施主体に移譲し、迅速な調査を実施し、医薬品を製造しやすい環境を整備する。

【厚生労働省】



③国内では未承認の医薬品・医療機器に関する試験的使用の容認

米国、EUといった主要先進国で承認を受けて実績を有するものの、国内では未承認となっている医薬品・医療機器について、一定の要件の下、必要とされる患者への試験的使用を認める。【厚生労働省】

④保険外併用療養費制度の柔軟化

保険診療と保険外診療の併用が認められる保険外併用療養費制度について、一定の要件の下、総合特区内に設置したコンソーシアムが高度医療評価の実施を行い、厚生労働大臣に対しては事後届出制を導入すること等によって、制度の柔軟化、迅速な運用を図り、高度医療、先進医療の発展を加速化する。【厚生労働省】

⑤コンパッションネートユース（人道的使用）の検討、特区における先行試験的实施

コンパッションネートユース（人道的使用）について検討に着手し、総合特区において先行試験的に実施する。【厚生労働省】

ii) 革新的な医薬品、医療機器、再生医療等の先端医療の創出

<シーズのマッチングに必要な臨床研究の推進>

⑥ヒト幹細胞を用いた臨床研究を迅速に実施するための特例（手続の簡素化）

再生医療の鍵を握るヒト幹細胞を用いた臨床研究に関しては、通常、厚生労働大臣の意見を聴取した上で実施することとされているが、総合特区内に設けたコンソーシアムがその安全性、有効性等を確認した上で実施を許可し、厚生労働大臣には事後届出とすることで、迅速な臨床研究を推進する。【厚生労働省】

⑦臨床研究に係る病床規制特例（特例措置の適用・手続の簡素化）

臨床研究の推進に必要な病床については、特例病床として、医療法に基づく病床規制における病床数の上限値を超えた設置を許容する。

また、特例病床の設置許可に当たっては、通常、厚生労働大臣の事

前協議・同意が必要とされているが、総合特区においては、事後承認を導入するなど、手続きを簡略化することで必要な病床数を迅速に確保し、臨床研究を推進する。【厚生労働省】

⑧新規医療機器の臨床研究を促進するための医師・企業連携による臨床研究の容認

新規の医療機器については、通常、医師自らの開発・主導の下での臨床研究は認められているが、総合特区内においては、産学連携により開発した新規の医療機器について、医師・企業共同で臨床研究を可能とすることで、速やかに製品化に向けた治験へと結び付け、医工連携による医療シーズとニーズのマッチング、新規医療機器の開発を加速化する。【厚生労働省】

⑨サージカルトレーニングの導入

新医療機器等開発、手技向上のためのサージカルトレーニングを導入する。【厚生労働省】

<安全性・有効性を確認するための治験の推進>

⑩重点疾患・分野に関する迅速な治験の実施

総合特区において、重点疾患・分野に関する臨床研究コンソーシアム（WG）を形成し、医療機関の枠を超えた治験審査委員会の設置、治験開始手続きの緩和等など、安全性・有効性に関する評価の柔軟化・迅速化により、速やかな治験を実施する。【厚生労働省】

⑪治験中における新規医療機器の仕様変更

新規の医療機器の治験中、医療現場の声を踏まえ、当該機器の品質・性能向上のための仕様変更、改良を一定の要件の下で可能とすることで、これまでの治験データを活用し、迅速な機器の開発を促進する。【厚生労働省】

⑫治験に係る病床規制特例（手続の簡素化）

治験等に必要の特例病床の設置許可に当たっては、通常、厚生労働

大臣の事前協議・同意が必要とされているが、総合特区においては、事後承認を導入するなど、手続きを簡略化することで必要な病床数を迅速に確保し、治験等を推進する。【厚生労働省】

⑬医師個人を実施主体とする治験契約の容認

通常、医療機関を実施主体とする治験契約しか認められていないが、総合特区において、第三者的なチェック機能の充実などを要件として、医師個人を実施主体とする治験契約を認め、治験の実施を推進する。

【厚生労働省】

iii) 国際連携の強化による医療水準の底上げとアジア等海外への展開

⑭「医療滞在ビザ」(仮称)の創設

海外の患者が日本の高度な医療を円滑に受けられるよう「医療滞在ビザ」(仮称)を創設するとともに、入院等の長期間の滞在を予定する外国人患者に対する在留資格の明確化を行い、外国人患者の積極的受入を実施する。【法務省・外務省】

⑮外国人医師の国内での診療に係る臨床修練制度の弾力化

日本の医師免許を有さない外国人医師の日本国内における診療に係る臨床修練制度について、外国人医師による指導等も含め、制度の柔軟化を図り、外国人医師が診療に従事しやすい体制を整備する。【厚生労働省】

⑯外国人医師等の受入促進

ポイント制の導入により円滑な入国や安定的な在留を保障する等の出入国管理上の優遇措置を講じ、外国人医師等の受け入れを促進する。

【法務省・厚生労働省】

⑰日本の医療関連免許を有する外国人医療従事者に対する在留期間の見直し

現行では、日本の歯科医師免許を有する外国人歯科医師に対しては6年以内、同じく看護師免許を有する看護師に対しては7年以内とい

った在留期間制限が課されているが、国内で働きやすいよう在留期間を見直すことで、これらの外国人医療従事者の積極的な受入を後押しする。【法務省・厚生労働省】

## (2) 医療・介護・福祉が連携して、人口減少・高齢化社会に立ち向かう持続可能な地域システムづくり

### ○総合特区に関する地域の提案の概要（関連提案：41件）

今後、2025年頃には、65歳以上人口が全人口の30%超に達し、また、いわゆる団塊世代が75歳以上に突入する時代を迎え、地域活力の低下、社会保障コストの増加は避けられない。これらを回避するための中長期的な国家戦略に基づき、「先進施策の展示自治体」において、財政的に持続可能な枠組みを構築した上で、公民連携を促進し、地域の新しい公共による広範かつ力強い支えが可能となるための取組を特区において実施することが必要。これにより、持続可能な地域医療・介護・福祉を構築する。

### （遠隔医療等による地域医療再生モデルの構築）

まず、医療面において、離島などの僻地でも適切な医療を提供することで、医療過疎による限界集落化を防ぎ、人口流出の抑制、移住の促進を図り、地域の活力の維持・向上を図るとともに、国土の保全や環境の維持の一助とする。

また、離島や僻地の住民や高齢者など交通弱者といわれる人々に対しても、中核病院と同じような診療が受けられることを目指し、地域医療支援やメディカルツーリズム推進を視野に入れた「遠隔診断」「遠隔治療」「遠隔保健指導」を先駆的に実施する「テレメディカルセンター」を整備するほか、医師や看護師など医療従事者の「養成」「確保」「派遣」を行う組織の新たな設置や、遠隔診療を行う新たな施設の整備を進める。また、大学病院の電子カルテと調剤薬局を連携する電子処方せんシステムの開発も進める。

規制緩和などの特例措置を活かすことで、地域医療の崩壊を防ぐと

ともに、産官学民が一丸となり、自立した持続可能な地域医療システムを構築し、全国的課題である地域医療再生のモデルを構築する。

(健康寿命を長期化し、社会全体が健康に投資する地域システム作り)

また、健康管理の分野では、住民の健康作り活動を官民挙げて支援し、住民の生活機能を維持することによって、高齢者の社会参加を促し、住民が皆、幸福に加齢する社会を目指す。これにより、市民の健康寿命期間の長期化を図り、社会・経済活力の低下を回避し、高齢者の生活の質を上げるとともに、将来の医療費・介護費の低減を図る。このため、行政のみではなく、民間セクター・住民も含めた社会全体が健康に投資する環境を整備する。

具体的には、大学、健診事業者、健康保険組合、民間の健康サービス事業者が共同で、医療・健診・健康情報などを集約管理するデータベースを構築し、個人の健康情報を一元管理し、健康増進施策の市民全体の波及、取組へのインセンティブの確保等を通じ、地域を中核とした総合的健康づくり施策を進める。

これらにより、社会全体に広がっていない健康増進施策の市民全体への波及、健康増進による医療費削減のエビデンスを示す統計データの整備と、取組へのインセンティブの確保、民間も持続可能なビジネスモデルの確立等を進める。

また、EHR (Electronic Health Record) ネットワークシステムの構築により、個人の健康情報を活用し、個人にあったオーダーメイドのサービスを提供するビジネスの拡大を図る。

(「新しい公共」による新たな障がい者支援システム)

障がい者福祉においては、これまで福祉サービスの給付とその財政負担ばかりが議論されてきた面もあるが、新しい発想によって、高い品質・価値を持つ政策、制度、取組を「新しい公共」(地域の担い手)が企画・実践・管理し、持続可能な事業手法・社会的な仕組みを構築する。

可能な限り、福祉的就労から一般就労への機会をきめ細かく提供し、扶助費に頼らず社会貢献し、自らの力で納税の出来る生活を実現する

ため、障がい者の就労場所、支援機関を確保するための仕組全体を、行政と地域の主体（社会福祉法人、NPO、ボランティア、大学、事業者等）が連携した「新しい公共」により、管理・運営していく。

○優先的に検討に着手すべき規制・制度改革

①分散保有されている医療・健康関係データの地域の機関への集約化

健康保険組合等の保有する医療費データ、事業者等の持つ健康診断データ、医療機関の保有する診療録や電子カルテ等の個人情報について、当該市民の健康状況や医療費の把握、医療費削減につながる各種施策の効果把握のために必要な情報に限り、効果を検証する機関（市町村や大学等）による照会を可能とする。

もしくは、一定の条件（匿名化等）のもとでは提供が可能である旨、関係機関に周知を図る。【厚生労働省】

②離島・へき地の患者への遠隔診療、処方の実現

へき地や離島などで直接の対面診療を行うことが困難である場合やこれに準じる場合等、一定の条件下で遠隔診療が認められている。へき地や離島などに住む患者の利便性向上のため、この限定をさらに拡大する。

また、処方せんにより調剤された薬剤の授与に際し、薬剤師が対面により行うことが必要とされているが、へき地や離島の患者の利便性の向上を図るため、遠隔モニターによる服薬指導等を可能とする。【厚生労働省】

③高齢者向けグループホーム、デイサービスへの障がい者受入れ要件の緩和

障がい者が、障害者自立支援法に基づく共同生活援助（グループホーム）を利用することが困難な場合に、介護保険法に基づく認知症対応型共同生活介護（グループホーム）の利用を定員の範囲内で可能とし、基準該当生活援助として自立支援給付の対象とする。

また、障がい児（者）を自宅で介護する家族の負担を軽減するため、指定通所介護事業所において障がい児（者）の宿泊を可能とする。【厚

## 生労働省】

### ④障がい者雇用に係る情報の「新しい公共」との共有・一元化

障がい者の自立を促すために、障がい者雇用を行う事業者に対して、「障がい者雇用関連サービスのワンストップ化」を行い、時間コスト・事務コスト等を低減する。具体的には、障がい者の就労支援および斡旋、仲介、フォローアップについて、NPO等の「新しい公共」にその権限・管理・責任等を一元化することを可能とする。【厚生労働省】

### ⑤自家用有償運送に係る権限委譲等

明らかに交通事業者の参入が困難な過疎地や中山間地域の高齢者や障がい者のモビリティを確保すべく、NPO等が有償で自家用車を用いて通院や買い物時の送迎等を実施する自家用有償運送制度について、登録事務を自治体に委譲する。また、自家用有償運送制度の円滑な実施に向けて、登録の際の要件となっている運営協議会の運営方法を改善する。【国土交通省】

### ⑥介護保険事業計画における計画水準を超えた施設整備

介護保険法では、介護保険事業計画に定められた計画水準を超えて新規施設を整備することができないが、計画水準を超えた施設整備を認めることにより、介護関連施設の立地を促進することを可能とする。【厚生労働省】

### 3. アジア経済戦略

#### (1) 日本のアジア拠点化

(グローバル企業、高度人材、投資の呼び込み)

##### ○総合特区に関する地域の提案の概要（関連提案：22件）

成長著しい東アジアの諸都市は、国を挙げて競争力向上のための取組を推進しており、国境を越えた企業・人材・投資の獲得競争が激化している。こうした状況の中で、我が国が引き続き成長していくためには、アジアにおけるビジネスやイノベーションの拠点として、高付加価値型の外国企業や研究機関等を積極的に誘致するとともに、グローバル人材の育成と高度人材等の受け入れを拡大していくことが不可欠である。

外国企業等を呼び込むための環境整備として、ビジネスマッチングの場を提供するなど、入居企業の経営支援や高度人材やその家族の生活支援などきめ細かなサポート体制を整備する。

また、世界トップレベルの優れた人材の受入基盤を整備し、これらの高度人材を中心としたグローバルな人的ネットワークを形成するとともに、国内の研究者等の交流や共同研究の場を提供することで、グローバル人材の育成を目指す。

加えて、土地の高度有効利用を図るとともに、見本市や国際会議など大規模コンベンション機能を一層充実させ、観光の魅力も活かしながら、グローバルスタンダードの都市としての環境を整備する。

これらにより、日本の都市を、国際競争力のある都市としてのブランドを確立することで、グローバル企業、高度人材、投資を呼び込み、日本の成長を牽引する拠点として機能させる。

##### ○優先的に検討に着手すべき規制・制度改革

###### ①高度人材に対するポイント制を活用した優遇制度の導入

外国人研究者、経営者等の高度人材の受け入れを促進するための措置として、ポイント制を活用し、円滑な入国や安定的な在留を保障す



る等の出入国管理上の優遇措置を講ずる。【法務省・厚生労働省】

## ②大学院教員の専攻の兼務

大学院設置基準第9条第2項においては、研究指導を行う教員は、修士課程及び博士課程をそれぞれ「一個に限り」兼ねることができる」と規定されている。産学独の研究機関が連携し、最先端研究・インフラを最大限活用した多様な研究指導を可能とするため、他の専攻を担当している教員が当該専攻(課程)においても、教育研究上支障を生じない場合には、一定の要件の下、研究指導を行うことができるようにする。【文部科学省】

## ③立体道路制度の対象の拡充

現行の立体道路制度の適用は、新設道路、自動車専用道路に限られているが、都市計画上の担保を条件にするなど、既存道路、一般道にまで適用を拡充する。【国土交通省】

## ④工業地域等における用途規制の緩和

工業地域及び工業専用地域においては、原則として建築することのできない宿泊施設等の建築物について、総合特区内においては立地に関する制限を緩和する。【国土交通省】

## ⑤特別用途地区内における用途制限の緩和

総合特区内においては、特別用途地区内における建築物の用途の制限について、地方公共団体の裁量により緩和しやすくする。【国土交通省】

## (2) 先進的な産業・研究開発拠点の形成

### ○総合特区に関する地域の提案の概要（関連提案：41件）

関連する産業分野が広範多岐にわたる裾野の広い産業や、技術波及効果が大きく、産業連関効果を通じて、幅広く他産業の活性化にもつながるような産業について、既存の企業立地や裾野を支える中小企業の集積を活かし、企業立地競争力の強化や新規設備投資を促進するた

めの規制緩和等を図るとともに、中小企業工場の集団化・共同化に向けた環境を整備し、供給体制の構築を促進する。

また、国際競争力の源泉となる技術を生み出すイノベーション拠点を構築し、研究開発機能の集積を活かしたオープン・イノベーションを推進することにより、国際競争力の強化と新たな産業・雇用の創出を図る。

具体的には、機関・分野を超えた産学官の連携する拠点を整備し、最先端の研究施設・設備を用いた研究開発を効率的に実施する。そのため、知財活動・情報の共有化・発信機能の強化、研究開発プロジェクト推進支援体制の整備、共用研究インフラの効率的な運営サポート等の役割を担う新たなプラットフォームを構築する。また、最先端の研究開発拠点による研究開発の実施や外国人研究者受入のための周辺環境の整備を通じて国内外の優れた研究者を惹き付け、国際的な頭脳循環の拠点とする。

○優先的に検討に着手すべき規制・制度改革

①高度人材に対するポイント制を活用した優遇制度の導入（再掲）

②工場の緑地面積規定の緩和

工場立地法における現行の緑地規制では、緑地の25%を超える部分の屋上緑地、駐車場緑地等の面積は緑地に参入できないが、この規制を緩和する。【経済産業省】

③工場等の高度化事業の市町村経由での実施

地域の中小企業の生産性や効率性向上を図るために工場等の集約化、共同化を支援する高度化事業（融資事業）において、総合特区計画と協調して市町村が支援を行う場合は、現行で都道府県経由とされているスキームを市町村経由でも可能とする。【経済産業省】

④国の補助金等により導入した研究設備・備品の使用の緩和

国の補助金等により導入した研究設備・備品について、総合特区計画の目的に合致する範囲であれば、所管省庁による個別の承認を不要

とし、転用後の主体に関わらず、国庫納付を求めずに転用できるようにする。【財務省】

#### ⑤補助金の効率的な執行の可能化

研究開発機能の集積によるメリットを生かし、補助金等を効率的に活用するインセンティブを設けるため、国等から受けた補助金において、事業者が事業目的を損なうことなく効率的に事業実施する場合には、効率化によって生じた補助金分を事業者が使用することができるようにする。

また、一定の基準（例えば、研究日数が一定程度を越えている等）を満たしたものについては、繰越協議申請を自動承認にするなどの仕組みを導入し、補助事業者の負担の軽減を図る。【財務省】

#### ⑥小型モビリティの実用化に向けた検討

現行の自転車以上、軽自動車以下の領域をカバーし、環境負荷が低く、近距離の移動に適した電動の小型モビリティの開発に向けて、利活用において最適となる車両の仕様（乗車定員、出力、最大積載量、最高速度、車両のサイズ、安全レベル等）、駐車空間、通行方法等の検証を行うため、関係省庁、有識者及び地域の関係者からなる協議会において安全性を確認し、地域で合意を得られた区域の公道において実証走行することを可能とするよう検討する。【警察庁・国土交通省】

#### ⑦大学院教員の専攻の兼務（再掲）

### (3) 国際物流拠点等の国際競争力の強化

#### ○総合特区に関する地域の提案の概要（関連提案：34件）

アジアの荷動きの急拡大に伴い、各国の港湾が急成長する中、日本の港湾の地位低下が著しい。この背景には、日本の主要港がコスト、サービス競争で遅れをとり、日本発着貨物ですら釜山等アジアのハブ港で大型船に積み替えて欧米に運ばれる割合が増えるとともに、アジアと欧米を結ぶ基幹航路の日本寄港回数が減ったことがある。この傾

向が進めば、日本が世界の基幹航路から外れ、日本に立地する産業全体が、物流コストやサービス水準で不利となり、国際競争力の低下、海外流出が進むおそれがある。

このため、日本の国際コンテナ港湾においても、さらなる「選択」と貨物の「集中」により、ハブ機能の維持・強化を図る。具体的には、「民」の視点で一元的・戦略的港湾経営を行なう港湾経営主体を設立し、港湾コストを削減、サービスを向上させるとともに、日本各地から国際コンテナ港湾に貨物を運ぶ内航海運等のコスト削減、サービス向上や、後背地における荷主企業・物流企業の立地環境の改善を図る。

#### ○優先的に検討に着手すべき規制・制度改革

##### ①埠頭株式会社が柔軟且つ効率的な経営を行うための規制緩和

特定外貿埠頭の公共的性格に配慮し国・港湾管理者による経営への関与を担保するために設けられた規制を緩和する。(規制の例：(a)港湾管理者による株式の保有義務(b)港湾管理者による貸付に対する担保提供義務(c)事業計画及び収支予算の国土交通大臣への提出義務(d)外貿埠頭業務とその他業務との区分経理(e)財産処分の制限等(f)剰余金の配当その他剰余金の処分、合併、分割、解散の決議の大臣認可)

【国土交通省】

##### ②ふ頭内及び指定道路における 45 フィートコンテナの輸送実現

国際海上コンテナの規格に追加された 45ft コンテナについて、ふ頭内及び指定道路に限定し、40ft コンテナと同様に輸送を可能とする。

【国土交通省】

##### ③保税搬入原則の見直し

輸出通関申告については、関税法 67 条の 2 により、保税地域に貨物を搬入した後でなければ申告ができない。貨物を保税地域に搬入する前に、輸出通関申告を行うことが可能になれば、リードタイムが短縮され、物流コストが低減するため、我が国企業の輸出競争力確保のためにも諸外国並みに見直しを行う。【財務省】

④埠頭貸付制度の対象拡大

バルク貨物を取り扱う埠頭の行政財産の貸付は、水深が14m以上必要であること等の要件を満たす必要があるが、これを緩和し水深12mの施設の貸付を可能にする。【国土交通省】

## 4. 観光立国・地域活性化戦略

### (1) 観光立国の推進

#### ○総合特区に関する地域の提案の概要（関連提案：37件）

海外誘客は、観光立国を推進する我が国経済の成長にとって非常に重要な役割を果たすことが期待されている。我が国の伝統文化等に関心を抱く欧米諸国や、急速な経済成長を遂げる中国をはじめとするアジア諸国から、消費額の大きい富裕層を含む多くの訪日外国人旅行者を呼び込むことは、経済効果も高く、我が国の経済成長に大きく寄与する。

また、我が国が本格的な少子高齢化社会を迎え、地方経済においても新たな活性化アプローチが模索される中、内外の観光客を呼び込んだ際の観光交流人口拡大と需要創出は、地域経済活性化の起爆材として、地域から大きな期待を集めている。

このため、訪日外国人観光客の受入れ拡大に向けた体制整備を図るとともに、洗練された食文化、長年受け継がれてきた伝統工芸、歴史的建造物、四季を肌で感じ取れる美しい風景などの地域の観光資源を活かして、個性豊かで魅力に富んだ観光地づくりを進める。

まず、訪日外国人旅行者の受入れ拡大に向けた体制整備にあたっては、外国語表示の徹底を図ることはもとより、現在業務独占資格となっている通訳案内士制度の見直しを行い、地域における外国語ガイドの積極的な育成・活用を進めることが重要であるほか、C I Qの円滑な推進、空港・港湾等の受入体制の充実を図る。

また、携帯／車載端末等の情報機器（ICT）やコールセンターを活用した外国語による観光情報の提供を強化するとともに、宿泊施設・観光施設における外国語での接遇向上を図り、言語バリアを感じさせない体験交流プログラムを充実させる。国内外から多くの人々を惹き付けるにあたっては、コンベンション（MICE）の誘致促進や、医療と観光の連携によるメディカルツーリズムの推進等の取り組みも重要である。

さらに、地域の観光資源を活かし、個性豊かで魅力ある観光地づくりを進めるべく、地域の歴史・風土に培われ、伝統ある風情を伝える町屋・古民家、街並み等の保全と宿泊施設等への積極活用を図るとともに、地域に根ざした伝統工芸や文化・歴史遺産、美しい自然環境はもとより、先進的な産業技術、アニメに至るまで、地域の観光資源をフルに活かして「着地型」観光を推進する。グリーンツーリズムや文化観光、産業観光等のニューツーリズムの振興、滞在型観光地づくりの推進、広域的な観光ルートの充実等により、地域が多くの内外国観光客を惹き付ける魅力あるディステーションになるための取り組みを進める。徹底したバリアフリー化により、高齢者・障がい者も楽しめる観光地づくりも重要である。

伝統文化やコンテンツの知名度、好感度を十二分に活かし、その地でしか体験できない魅力づくりを進めることによって、観光客の増加が地域の魅力を一層向上させ、さらには、狭義の観光産業のみならず、地域の多様な関連産業と連携して、地域資源をトータルに打ち出すことにより、地域の自立と持続的発展に繋げる「観光振興によるプラスの循環」を力強く創造していく。

## ○優先的に検討に着手すべき規制・制度改革

### ①訪日外国人旅行者の受け入れ体制を整えるための、通訳案内士以外の者による有償ガイドの実施

現行制度においては、国家資格である通訳案内士以外の者が有償でガイド業務を行うことが不可能であるが、より一層増大する訪日外国人旅行者に対応するべく、一定の資質管理等を行いながら、通訳案内士以外にも有償ガイドを認めることを可能とすべく、通訳案内士法の特例を設ける。【国土交通省】

### ②外航クルーズ船の外国人乗客に係る仮上陸許可の行動範囲の拡大

外航クルーズ船の外国人乗客に対する仮上陸許可につき、一日単位で周遊可能な地域交通圏の拡大状況等を踏まえて、仮上陸許可で行動可能な範囲をより広域に拡大する。【法務省】

### ③旅行業法に係る総合特区内宿泊施設に対する特例

観光圏整備法によって設けられた、観光圏内の「宿泊業者が宿泊者の旅行について旅行業者代理業を営むことができる」旨の特例を、新たに総合特区内の宿泊業者に対して創設し、宿泊業者が宿泊観光客に観光ツアーを企画、提供することを可能とする。【国土交通省】

### ④旅館業法に係る客室面積要件の適用除外（田舎暮らし交流体験民宿）

地域に根ざした伝統工芸品の製造業者又は集落の活性化や空き屋利用に取り組むNPO法人が、自宅の一部又は空き家を利用し、田舎暮らし交流体験の機会を提供すべく、小規模な民宿を開業する場合、簡易宿所の客室面積の要件（33㎡以上）を適用しない。【厚生労働省】

### ⑤町屋・古民家に関する旅館業法の規制緩和（最低客室数及び玄関帳場の設置義務等の緩和）

地域の歴史・風土に培われた風情ある町屋・古民家に泊まって、旅行者に伝統文化を実体験してもらうことが出来るよう、町家・古民家の宿泊施設活用の促進を図るため、旅館業許可に要する構造設備の基準（最低客室数、玄関帳場の設置義務等）を緩和する。【厚生労働省】

## (2) 農業・水産業分野の国際競争力のある成長産業化

### ○総合特区に関する地域の提案の概要（関連提案：31件）

食料自給率の低迷（21年供給熱量ベース41%）、農業所得、農業者や農地の減少、農村の活力低下等、農業、農村は厳しい状況におかれている。

一方、我が国は、高い研究能力や加工技術力を有しているとともに、食の安全性に関する高い意識が根付いている。

こうした中、世界の食料事情をみると、需要面と供給面で様々な不安要因があるとともに、穀物等の生産や輸出は特定国に集中している。また、食文化に共通点が多く、輸送距離が短い東アジアでは経済成長に伴って消費の成熟化が進み、量の確保とともに、安全で美味しい食品などへの需要の拡大が見込まれている。



これまでも我が国は農林水産物の輸出対策を講じてきたところであるが、農業・水産業・食品産業を、我が国の国際戦略産業として位置づけ、安全性とブランド力のある農水産物とそれらを原材料とする高付加価値食品により、諸外国への輸出を拡大するような地域の取り組みを支援していく必要がある。

このため、農地を有効に活用するとともに、多様な資金調達手段の確保や意欲ある担い手の受入促進、大規模化や先進的な生産・加工技術の活用等の取組を促進する。

併せて、農水産業を含めた食に関する生産、加工、流通等に係る関連産業の集積や連携の強化を図るとともに、産業界、大学、試験研究機関、行政の「産学官」が連携した地域の強みを活かした取組を推進する。

これにより、我が国の食料自給率向上や農水産物等の海外輸出の促進に貢献し、農水産業を核に成長発展する地域づくりを図る。

#### ○優先的に検討に着手すべき規制・制度改革

##### ①農業生産法人の要件（資本、事業、役員）見直し

農業生産法人に対する出資制限を廃止し、装置産業である農業分野におけるリスクマネーの供給を促進する。また、一般の株式会社により農地所有を認めることにより、株式会社による農業参入及び農地への投資を促進し、意欲ある多様な農業者の参入を促進する。【農林水産省】

##### ②農業委員会の在り方の見直し

農地等の権利移動に係る許可をはじめ、農業委員会が行うとされている事務を、農業委員会に代わりの確に実施することができる団体が行えるものとする。【農林水産省】

##### ③6次産業化、施設園芸推進のための施設整備に係る農地転用規制の緩和

6次産業化を推進するための施設等の設置に当たっては、農地転用規制を緩和する。また、土壌に直接栽培しない形態の植物工場等の設置に際しても、農地転用規制を緩和する。【農林水産省】

#### ④農地利用集積円滑化事業を行う団体の対象拡大

農用地等の所有者の委任を受けて、その者を代理して農用地等について売り渡し、貸付け等を行う農地利用集積円滑化事業について、市町村、農業協同組合、一般社団法人・一般財団法人以外であっても、一定の条件を満たす者であれば、法人格を問わず行うことができることとする。【農林水産省】

#### ⑤農地取得、賃借要件の緩和

現在農地の権利取得にかかる下限面積は、地域の実情に応じ農業委員会の判断で引き下げられるようになっている（下限10アール）が、参入形態に応じて小さい面積でも農業がスタートできるよう、下限面積の要件を緩和する。【農林水産省】

#### ⑥共有農地に関する利用権設定の緩和

法改正により、数人の共有に係る土地について、存続期間5年未満の利用権を設定する場合には、2分の1を超える共有持分を有するものの同意で可能とされたところであるが、施設園芸を行う場合等については、10年以上の期間を設定できることとする。【農林水産省】

#### ⑦農地利活用促進のための固定資産課税台帳の閲覧

農地に係る利用権等の設定に当たっては、農地所有者の同意を得ることが必要であるものの、不在村地主の増加や農地の相続等により、農地所有者を特定することが困難となっている。このため、固定資産課税台帳の閲覧を可能とすることにより、農地所有者の特定を行いやすくする。【総務省】

### (3) 森林・林業の再生と中山間地域の保全

#### ○総合特区に関する地域の提案の概要（関連提案：18件）

豊富な森林資源に恵まれ、地域全体の環境保全等にも寄与してきた中山間及び山間地域の集落では高齢化・過疎化が顕著に進行しており、

農地・森林の保全が厳しさを増している。林業については木材価格の長期的低迷、林家の生産意欲の低下、林業従事者の高齢化とあいまって林業後継者の不足が顕著になってきているほか、中山間地域の農業は厳しい生産条件に加え、鳥獣による被害が増大し、生産者意欲の低下が懸念されている。

これらの地域を持続可能でかつ活力のある地域とするためには、交流人口や定住人口の増加につなげるとともに、豊かな地域資源を有効に活用し、地域の高齢者をはじめ多くの人々の生産や活動の場の創設にもつながるような取組を推進することが必要である。

このため、国産材の利用の拡大等により、森林地域の有する資源を活用するとともに、付加価値を高める取組等を支援することで、中山間・山間地域の再生と活性化を図る。

また、森林の現況等諸条件を正確に把握し、森林所有境界の明確化、森林施業地の集約化等を計画的に進め、森林整備を推進するとともに、施業の進まない森林に対するセーフティネット構築の取組を推進する。さらに、間伐材や端材等を活用した高付加価値新素材の開発や未利用木質バイオマスの積極的な利用促進策を講じる。加えて、鳥獣被害の減少による安心して暮らし・生産を続けられる環境を整備するとともに、二地域居住の推進等による交流人口、定住人口の拡大を進める。

#### ○優先的に検討に着手すべき規制・制度改革

##### ①所有者不明の森林を公的に整備する制度の創設（公的主体による暫定的整備を可能とする）

集約化施業の推進に当たっては、流域内の森林所有者の合意のもとに整備を進めることが重要であるが、立地条件の悪い森林や所有者不明により通常では整備がきわめて困難な森林が存在する。このような森林については、市町村等公的な主体が暫定的に管理する手法が必要。このため、森林整備がきわめて困難な森林について、公的な主体が暫定的に管理できる権限を与え、森林経営計画(仮称)に組み入れるとともに、同計画に基づき、所有者に代わって森林整備を実施できることとする。【農林水産省】

②所有者不明の森林に対する分収育林契約締結事務の簡略化

市町村森林整備計画に定める「要間伐森林」のうち、相続等が行われていないため所有者が不明となっている森林について、分収育林契約締結事務を簡略化し、病虫害の発生防止や、水源の涵養など公益的機能の保持に取り組むことができるものとする。【農林水産省】

③森林施業集約化の促進のための固定資産課税台帳の閲覧

相続等により森林所有者の特定は困難となっており、地権者が不明で全く手を出すことができない森林が存在している。このため、固定資産課税台帳の閲覧を可能とすることにより、森林所有者の特定を行いやすくする。【総務省】

④有害鳥獣の捕獲・狩猟について期間や時間帯の延長

狩猟期間を延長するほか、一定の条件の下においては、夜間発砲についても規制を緩和する。【環境省】

⑤鳥獣保護区での捕獲制限の緩和、箱わな狩猟免許の緩和、免許試験の緩和

鳥獣捕獲が禁止されている鳥獣保護区であって、農林業被害を発生している地域においては、シカやイノシシなど重大な被害をもたらしている鳥獣をわなで捕獲する場合に限り、狩猟期間中の許可を受けることなく捕獲することができるものとする。

また、第1種狩猟免許を取得している者は、講習会の受講等によりわな猟を行えることとするとともに、狩猟免許試験の一部免除対象者を警察官OB・自衛隊OB等に拡大する。【環境省】

⑥日没後の狩猟制限の緩和及び消音器の使用

人のエリア内進入を規制するとともに、銃弾のエリア外拡散防止策を講じる等、一定の条件の下、日没後の狩猟及び消音器の使用を認める。【警察庁・環境省】

## 各府省庁への検討依頼事項の概要

1) 「優先的に検討に着手すべき規制・制度改革」(資料 3 - 2)

に示した各項目 (計 68 項目) に関する対応方針

[対応方針の分類は以下の通り]

- ① 直ちに対応するもの
- ② 対応する方向ではあるが、付すべき条件等を検討する  
のに一定の期間要するもの
- ③ さらに論点を詰めて検討するもの
- ④ 現行でも対応可能なもの
- ⑤ 検討することが適切でないもの

2) このほか、現在検討中の総合特区制度の基本スキームを  
前提に、地域からの提案を踏まえ、総合特区制度を活用し  
各府省庁として取組みたいと考える規制・制度改革

以上について、各府省庁の政務三役のご見解を得た上での  
回答を 11 月 12 日 (金) までに頂けるようお願いしたい。

# 「環境未来都市」構想について

平成22年11月2日

内閣官房 地域活性化統合事務局

# 「環境未来都市」構想のコンセプト等の検討

第2回新成長戦略実現会議(平成22年10月8日) 参考資料(抄)

21プロジェクトの年内における具体的作業工程表(グリーン・イノベーションによる環境・エネルギー大国戦略)

具体的施策	9月	10月	11月	12月	備考
2. 「環境未来都市」構想 (内閣官房地域活性化統合事務局)					
コンセプト等の策定	・コンセプト等策定のための検討会の委員選定等の準備	・コンセプト等策定のための検討会の設置	→		コンセプト等の検討状況を踏まえつつ、法案の検討。コンセプトに合致した関係府省庁の施策のとりまとめ。
関連支援措置の調整			→		

## 「環境未来都市」構想有識者検討会 委員

飯田 哲也	特定非営利活動法人環境エネルギー政策研究所長	城山 英明	東京大学大学院教授
		竹ヶ原啓介	株式会社日本政策投資銀行CSR支援室長
石田 東生	筑波大学大学院教授	藤田 壮	東洋大学特任教授
奥山 清行	株式会社KEN OKUYAMA DESIGN 代表取締役	藤野 純一	独立行政法人国立環境研究所主任 研究員
柏木 孝夫	東京工業大学統合研究院教授	村上 周三	独立行政法人建築研究所理事長
黒川 清	政策研究大学院大学アカデミックフェロー	村木 美貴	千葉大学大学院准教授
小宮山 宏	株式会社三菱総合研究所理事長		



## 「環境未来都市」構想有識者検討会において検討する主な論点

### ①都市・地域をめぐる現状把握～構造的変化として何が起きているか～

- ・我が国の都市・地域をめぐる状況は、構造的に大きく変化しつつあり、「環境未来都市」構想のコンセプト策定に当たっては、まず、その正確な把握が必要ではないか。
- ・構造的変化に対応するためには、我が国の強みを最大限に活かしつつ、一層の強化を図っていくことが重要。我が国の強みとは具体的には何か。

### ②将来の目指すべき姿（将来ビジョン）の設定

- ・都市・地域をめぐる現状等を把握した上で、将来の目指すべき姿（将来ビジョン）の設定が必要。どのような将来ビジョンを設定すべきか。
  - 人口減少、高齢化等の社会経済の構造的な変化が進む中、温室効果ガスの排出削減や資源制約等の環境問題等に中長期的視点を持って総合的・戦略的に取り組み、持続的かつ自立的に発展することができる誰もが住みたいと思うまちを作るべき。その際、ソーシャルキャピタル（社会関係資本）の充実による社会的連帯感の回復が重要。
- ・「住みたいまち」とは具体的にはどのようなものか。

### ③現状と将来ビジョンを結ぶ方策の検討

- ・国、地方、民間それぞれの役割分担について
- ・環境未来都市における取組内容について

等



# 新成長戦略(平成22年6月閣議決定) (抄)

## 第3章 7つの戦略分野の基本方針と目標とする成果

### 強みを活かす成長分野

#### (1) グリーン・イノベーションによる環境・エネルギー大国戦略

##### 【2020年までの目標】

『50兆円超の環境関連新規市場』、『140万人の環境分野の新規雇用』、『日本の民間ベースの技術を活かした世界の温室効果ガス削減量を13億トン以上とすること(日本全体の総排出量に相当)を目標とする』

(地方から経済社会構造を変革するモデル)

公共交通の利用促進等による都市・地域構造の低炭素化、再生可能エネルギーやそれを支えるスマートグリッドの構築、適正な資源リサイクルの徹底、情報通信技術の活用、住宅等のゼロエミッション化など、エコ社会形成の取組を支援する。そのため、規制改革、税制のグリーン化を含めた総合的な政策パッケージを活用しながら、環境、健康、観光を柱とする集中投資事業を行い、自立した地方からの持続可能な経済社会構造の変革を実現する第一歩を踏み出す。

#### 《21世紀の日本の復活に向けた21の国家戦略プロジェクト》

### 強みを活かす成長分野

#### I. グリーン・イノベーションにおける国家戦略プロジェクト

#### 2. 「環境未来都市」構想

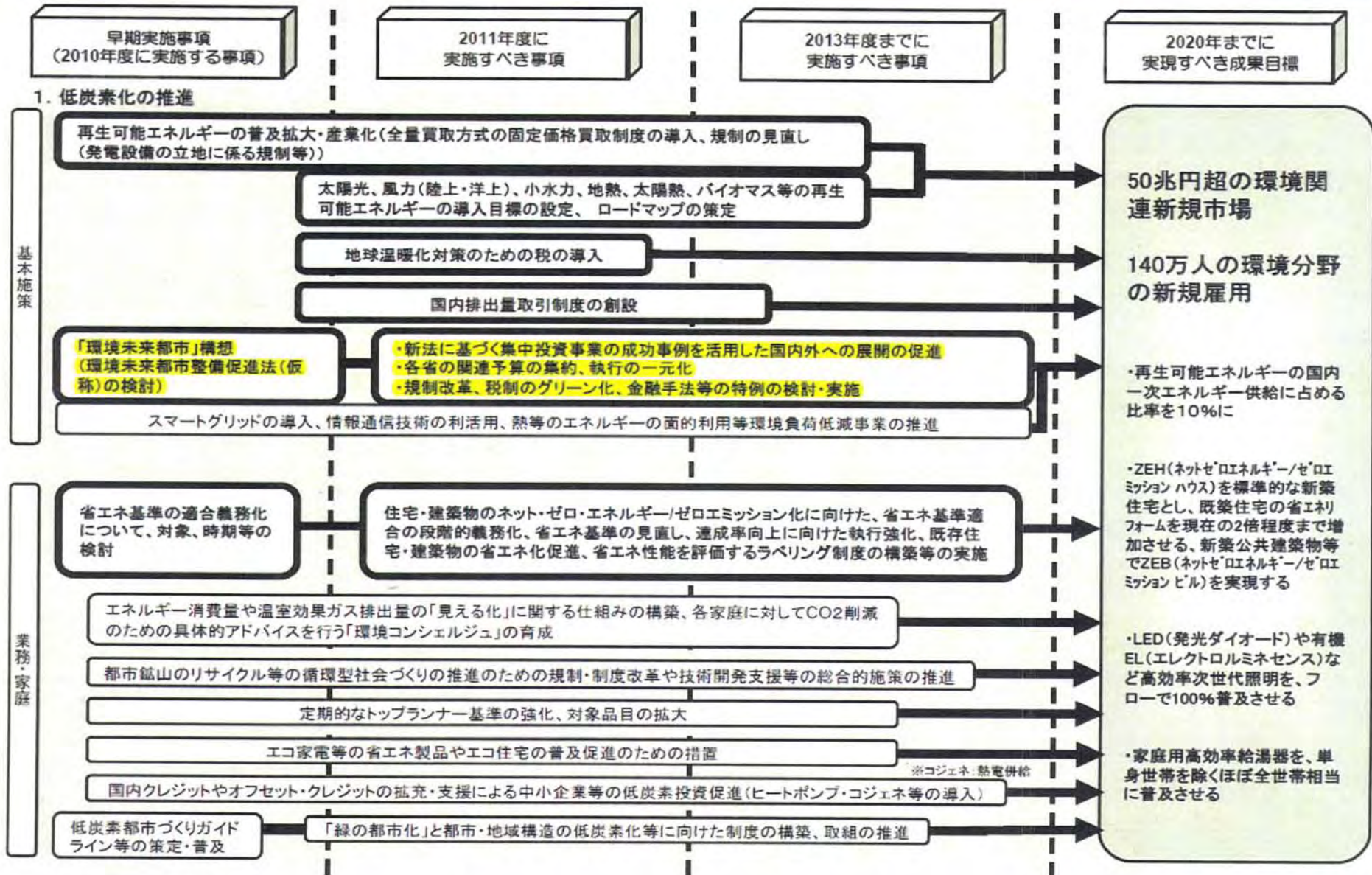
未来に向けた技術、仕組み、サービス、まちづくりで世界トップクラスの成功事例を生み出し、国内外への普及展開を図る「環境未来都市」を創設する。具体的には、内外に誇れる「緑豊かな、人の温もりの感じられる」まちづくりのもとで、「事業性、他の都市への波及効果」を十分に勘案し、スマートグリッド、再生可能エネルギー、次世代自動車を組み合わせた都市のエネルギーマネジメントシステムの構築、事業再編や関連産業の育成、再生可能エネルギーの総合的な利用拡大等の施策を、環境モデル都市等から厳選された戦略的都市・地域に集中投入する。

このための新法を整備する(環境未来都市整備促進法(仮称))。関係府省は、次世代社会システム、設備補助等関連予算を集中し、規制改革、税制のグリーン化等の制度改革を含め徹底的な支援を行う。また、都市全体を輸出パッケージとして、アジア諸国との政府間提携を進める。



# 新成長戦略(工程表) (抄)

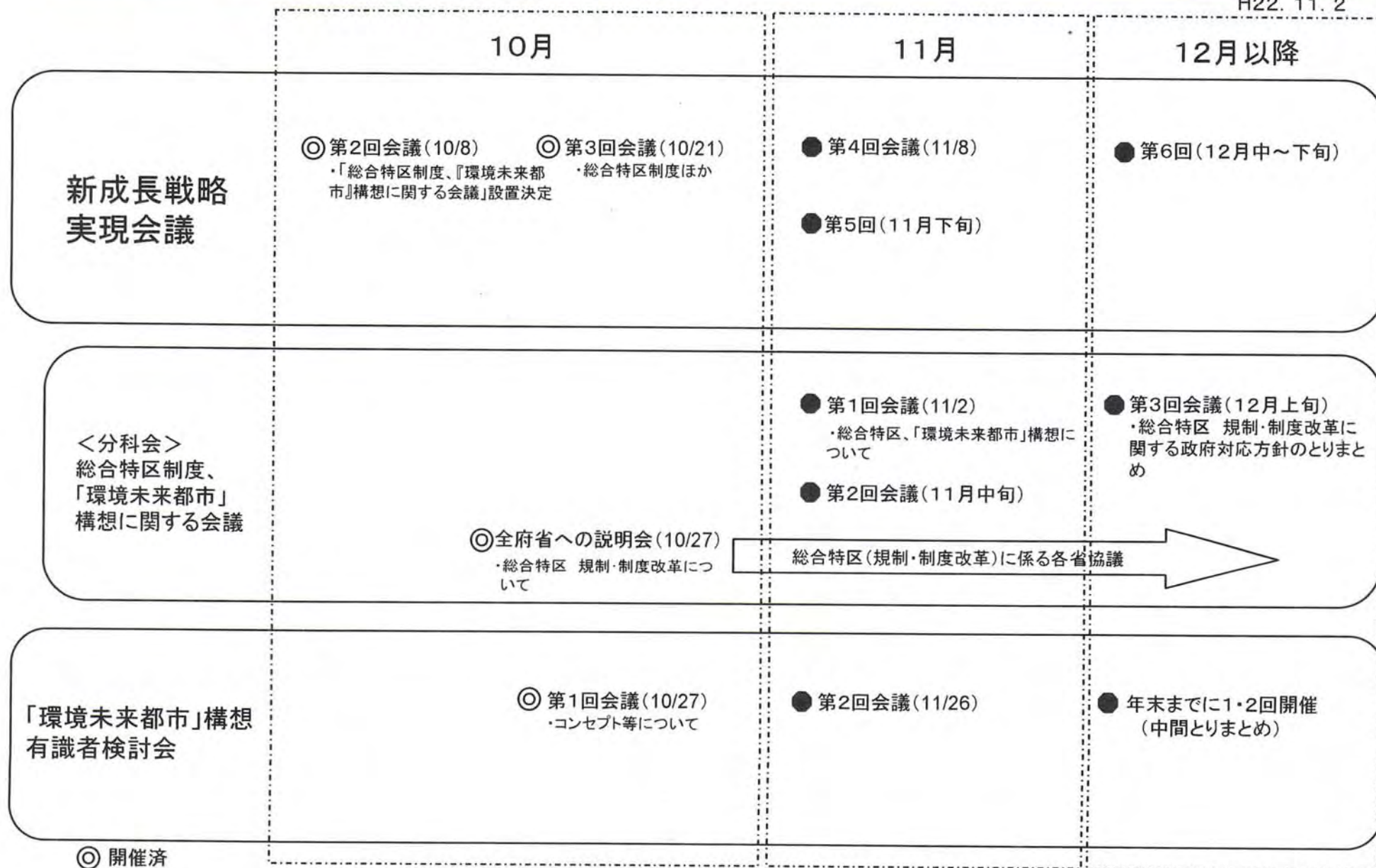
## I 環境・エネルギー大国戦略





# 総合特区制度、「環境未来都市」構想関連 経過・スケジュール 資料5

H22. 11. 2



新成長戦略実現会議の開催について

平成 22 年 9 月 7 日  
閣 議 決 定  
平成 22 年 10 月 8 日  
一 部 改 正

1. 新成長戦略（平成 22 年 6 月 18 日閣議決定）の実現を推進・加速するため、新成長戦略実現会議（以下「会議」という。）を開催する。
2. 会議の構成員は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、構成員を追加し、又は関係者に出席を求めることができる。  
議長 内閣総理大臣  
副議長 内閣官房長官、国家戦略担当大臣、内閣府特命担当大臣（経済財政政策）及び経済産業大臣  
構成員 財務大臣並びに内閣総理大臣が指名する者、関係機関の長及び有識者
3. 会議の事務局は、議長が指名する内閣官房副長官及び内閣府副大臣が総括し、議長が指名する内閣府大臣政務官及び経済産業大臣政務官がこれを補佐する。
4. 会議は、必要に応じ、分科会を開催することができる。分科会の構成員は、議長が指名する。
5. 会議の庶務は、内閣府の助け及び経済産業省の協力を得て、内閣官房において処理する。
6. 平成 21 年 12 月 15 日閣議決定により開催されてきた成長戦略策定会議は、廃止する。
7. その他、会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。

## 新成長戦略実現会議 委員

議長	菅 直人	内閣総理大臣
副議長	仙谷 由人	内閣官房長官
	玄葉 光一郎	国家戦略担当大臣
	大島 章宏	経済産業大臣
	海江田 万里	経済財政政策担当大臣
委員	野田 佳彦	財務大臣
	内閣総理大臣が指名する大臣	
	白川 方明	日本銀行 総裁
	伊藤 元重	東京大学大学院経済学研究科教授
	岡村 正	日本商工会議所 会頭
	河野 栄子	D I C株式会社 社外取締役
	古賀 伸明	日本労働組合総連合会 会長
	小宮山 宏	三菱総合研究所 理事長
	桜井 正光	経済同友会 代表幹事
	清家 篤	慶応義塾塾長
	宮本 太郎	北海道大学大学院法学研究科教授
	米倉 弘昌	日本経済団体連合会 会長

## 第2回 新成長戦略実現会議 菅総理指示

## 1. 21の国家戦略プロジェクトの実行

新成長戦略を実現するための第一歩として、各大臣には、21の国家戦略プロジェクトの作業工程表に沿って、責任をもって施策を実行し、年明けには進捗状況について報告してもらいたい。

## 2. 総合特区、「環境未来都市」構想

総合特区制度及び「環境未来都市」構想については、本日、開催を決定した会議において、政府一丸となって取り組みを加速していただきたい。特に、国際競争力の強化、地域活性化を強力に推進する総合特区制度については、次期通常国会に法案を提出する準備を進めるとともに、地域からの提案を踏まえ、規制・制度改革について全府省をあげて大胆な検討を進めていただきたい。

## 3. EPA

米国、韓国、中国、ASEAN、豪州、ロシア等のアジア太平洋諸国と成長と繁栄を共有するための環境を整備するにあたっては、EPA・FTAが重要である。その一環として、環太平洋パートナーシップ協定交渉等への参加を検討し、アジア太平洋自由貿易圏の構築を視野に入れ、APEC首脳会議までに、我が国の経済連携の基本方針を決定する。

## 地域の提案に基づく総合特区のイメージ

内閣官房 地域活性化統合事務局

※ 本資料は、「総合特区制度」に係る、450件に上る地方公共団体や民間からの提案等を踏まえ、当事務局で作成したイメージであり、総合特区制度が対象とする分野やテーマの特定を行うものではありません。



# 地域の提案に基づく総合特区のイメージ

## ～ 目 次 ～

<b>1. グリーン・イノベーションによる環境・エネルギー大国戦略</b>	
○ 環境・エネルギー関連産業の国際競争力の強化のための拠点形成	2
○ エネルギーの地産地消・資源リサイクルによる地域の活性化	5
<b>2. ライフ・イノベーションによる健康大国戦略</b>	
○ 今後の経済成長の柱となる医療関連産業の国際競争拠点形成	8
○ 医療・介護・福祉が連携して人口減少・高齢化社会に立ち向かう 持続可能な地域システムの形成	11
<b>3. アジア経済戦略</b>	
○ グローバル企業等のアジア拠点や先進的な産業・研究開発拠点の形成	14
○ 国際コンテナ港湾等の国際競争力の強化	17
<b>4. 観光立国・地域活性化戦略</b>	
○ 観光交流人口の拡大・需要創出による地域経済の活性化と我が国の経済成長	20
○ 農水産分野の成長産業化と森林・林業の再生等	23
<b>別紙 「総合特区制度」の創設に関連する予算概算要求・税制改正要望</b>	26



戦略・挑戦

世界トップレベルの環境・エネルギー技術を活かし、関連産業の国際競争力の強化と、低炭素型社会の同時達成を目指す

目指す取組み

公害や石油危機の克服などを通じて得た高い環境・エネルギー技術を活かし、関連技術・システムの開発及び関連産業の育成を進め、国際競争力を更に強化

環境・エネルギー関連技術の開発・普及や関連産業の育成・拠点形成につながる規制・制度改革、税財政・金融措置等を集中的に実施

＜拠点形成のイメージ＞





# ～環境・エネルギー関連産業の国際競争力の強化のための拠点形成～

## 戦略の方向性

公害や石油危機といった課題の克服を通じ培ってきた環境・エネルギー関連技術・システムの開発の促進、関連産業の育成

世界トップレベルの環境・エネルギー技術を活かした関連技術・システムの開発環境の整備が必要

対策

- ・ 研究・開発・生産の拠点の集積
- ・ 複数の技術等の有機的連携

新技術や製品・システムの開発、早期実用化、内外への普及展開が必要

対策

- ・ 利用促進策の集中による、次世代技術が実用化された都市の構築

モデル事業等を通じた新技術や新システムの導入に伴う課題の抽出・解決

次世代自動車産業については、充電設備等のインフラ整備や課金制度のあり方等の課題解決を図る必要

対策

- ・ 電気自動車への充電事業に関するルールの明確化
- ・ 燃料電池自動車・水素ステーション設置に係る環境整備

太陽光発電設備等については、設置のための環境整備やインセンティブ増大が必要

対策

- ・ 設備設置時の手続き等の簡素化・緩和
- ・ 設備を導入した場合のインセンティブの導入

## ～環境・エネルギー関連産業の国際競争力の強化のための拠点形成～

### 規制の特例措置

(各府省庁への検討依頼事項)

#### i) 再生可能エネルギー施設設置時の手続きの簡素化

- ・ 電気自動車の充電に係る課金方法の整備
- ・ 道路の占用許可基準の緩和
- ・ 周波数の割当てに係る特例
- ・ 燃料電池自動車・水素ステーション設置に係る環境整備

#### ii) 再生可能エネルギー施設設置インセンティブの拡大

- ・ 太陽光発電の設置等に伴う電気主任技術者の選任に係る規模要件の緩和
- ・ 太陽光発電設備等に係る建築基準確認申請の不要化
- ・ 低炭素化に資する設備・建物を導入した場合の容積率緩和

### 税制・財政・金融措置

○関係府省庁において、対応する予算措置等を集中投資

○なお、内閣府においても、総合特区制度の創設に関連し、別紙のとおり平成23年度予算概算要求・税制改正要望を実施中



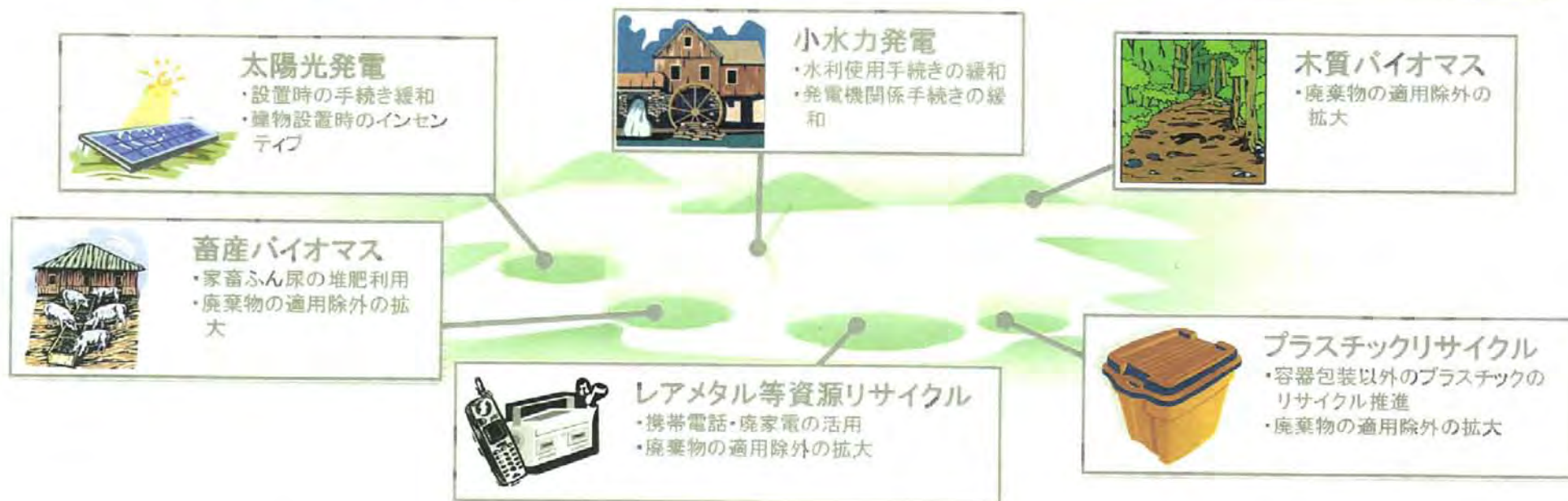
戦略・挑戦

エネルギーの地産地消、地域内での資源循環等を推進し、資源・エネルギーの循環による地域経済の活性化を図る

目指す取組み

太陽光、風力、木質や畜産などのバイオマス、水力、地熱などの再生可能なエネルギーやリサイクル可能な資源を活用した産業・ビジネスとしての展開を図る

地域にあるエネルギー・資源を徹底的に活用するための規制・制度改革、税財政・金融措置等を集中的に実施





# ～エネルギーの地産地消・資源リサイクルによる地域の活性化～

## 戦略の方向性

各地域に賦存する再生可能エネルギーの活用

設備の普及に向けた設置手続きの簡素化が必要

対策

- ・ 施設設置時の手続きの簡素化
- ・ 地域産業や交通システム等への活用
- ・ 施設設置インセンティブの拡大

太陽光発電、風力発電等を一定程度備えた低炭素型都市の構築

先駆的モデル事業による新技術や製品・システムの開発、早期実用化が必要

対策

- ・ 工場、事業所、戸建住宅、集合住宅等における導入推進
- ・ コミュニティビジネスとしての展開

資源の安定確保のための国家戦略の一つとしての資源リサイクルの推進

リサイクル可能なものの焼却・埋立て処分による希少資源の消失、CO2の排出増を抑止する必要

対策

- ・ 容器包装プラスチックと製品プラスチックの混合状態の収集の実施
- ・ 再生技術向上による焼却から再生への転換

バイオマスを活用した資源循環型のシステムの構築

活用に向け、廃棄物関連制度の運用を柔軟化する必要

対策

- ・ 廃棄物適用除外条件の拡大
- ・ エネルギーのほか、肥料等としての活用の拡大

## ～エネルギーの地産地消・資源リサイクルによる地域の活性化～

### 規制の特例措置

(各府省庁への検討依頼事項)

#### i) 再生可能エネルギー施設設置時の手続きの簡素化

- ・ 太陽光発電の設置等に伴う電気主任技術者の選任に係る規模要件の緩和
- ・ 太陽光発電設備等に係る建築基準確認申請の不要化
- ・ 小水力発電の設置に伴うダム水路主任技術者選任の緩和
- ・ 他の水利使用に従属する小水力発電の許可申請の不要化
- ・ 海岸保全区域又は港湾区域内における再生可能エネルギー設備設置に係る許可基準の明確化

#### ii) 再生可能エネルギー施設設置インセンティブの拡大

- ・ 低炭素化に資する設備・建物を導入した場合の容積率緩和

#### iii) 資源リサイクルの推進

- ・ 容器包装以外のプラスチックのリサイクルのために必要な制度改革

#### iv) 廃棄物関連制度の運用の柔軟化

- ・ 木質バイオマス等の一般廃棄物・産業廃棄物の適用除外
- ・ メタン発酵消化液や堆肥の肥料取締法上の規制緩和

### 税制・財政・金融措置

- 関係府省庁において、対応する予算措置等を集中投資
- なお、内閣府においても、総合特区制度の創設に関連し、別紙のとおり平成23年度予算概算要求・税制改正要望を実施中



戦略・挑戦

産業構造転換の柱として期待される**医療関連産業の国際競争力を強化**し、我が国**経済成長のエンジン**とする

目指す取組み

最先端の医療技術、研究開発能力、医療関係人材の質の高さ等、**我が国の強みをフルに活かし、革新的な医薬品・医療機器・先端医療を創出**するための拠点を整備

**医療関連産業の拠点整備**と併せ、**競争力強化**につながる**規制・制度改革**、**税財政・金融措置**等を集中的に実施

<拠点形成のイメージ>





## ～今後の経済成長の柱となる医療関連産業の国際競争拠点形成～

### 戦略の方向性

#### ドラッグ・ラグ、デバイス・ラグ問題の抜本的解消

国内医薬品、医療機器メーカーが画期的な新薬・機器を開発しても、審査など上市に至るまでのプロセスに多大な時間とコストを要する→“日本離れ”の恐れ



対策

- ・ 国内で開発された医薬品、医療機器が、いち早く上市できるようにPMDA(医薬品・医療機器総合機構)の審査員増員など審査体制を強化
- ・ PMDAと都道府県の役割分担の見直しにより人員体制を審査業務に傾注

海外の最新医薬品、医療機器へのアクセスが遅れ、国民が迅速に最高水準の医療を受けられていない



対策

- ・ 世界標準の国内未承認医薬品、医療機器等の試験的使用を認める
- ・ 保険外併用療養費制度を柔軟化

“日本離れ”を阻止するとともに、重篤な疾病等を抱える患者とそれに向き合う医療現場の切実な要望に一刻も早く応え、救える命を可能な限り救う体制を整備

#### 革新的な医薬品、医療機器、先端医療の創出

産官学一体となった医療シーズのマッチングから、治験、実用化まで切れ目なく迅速に実施できる体制が必要



対策

- ・ 医療機関、研究機関、医薬品、医療機器メーカー等が集積・連携して、研究開発等を実施
- ・ 医工連携の下、シーズとニーズを的確かつ実践的にマッチング
- ・ 臨床研究から治験、実用化までのプロセスにおける有効性・安全性の確認手続を迅速化

#### 国際連携の強化による医療水準の底上げとアジア等海外への展開

医療分野のイノベーションには、アジアはじめ海外との連携が必要不可欠だが、我が国の受入体制が不十分



対策

- ・ 医療滞在ビザ等により外国人患者を積極的に受入
- ・ 出入国管理上、外国人医師等を優遇

革新的な医薬品、医療機器、先端医療の創出を力強く後押しするとともに、国内外から高度な医療関係機関等を引きつけて、集積による拠点形成を図り、医療関連産業の国際競争力を強化



## ～今後の経済成長の柱となる医療関連産業の国際競争拠点形成～

### 規制の特例措置

(各府省庁への検討依頼事項)

#### i) ドラッグ・ラグ、デバイス・ラグ問題の抜本的解消

- ・ 新薬に対するGMP(製造・品質管理基準)適合性調査権限の都道府県への一部移譲
- ・ PMDA(医薬品医療機器総合機構)が採用した民間経験者に対する承認審査、事前相談への従事制限の緩和
- ・ 国内では未承認の医薬品・医療機器に関する試験的使用の容認
- ・ 保険外併用療養費制度の柔軟化
- ・ コンパッションエートユース(主要国でも未承認の薬の人道的使用)の検討、先行試験的实施

#### ii) 革新的な医薬品、医療機器、先端医療の創出

<シーズのマッチングに必要な臨床研究の推進>

- ・ 先端医療の核である再生医療の鍵を握るヒト幹細胞を用いた臨床研究に関する特例(手続の簡素化)
- ・ 臨床研究に係る病床規制特例(特例措置の適用、手続の簡素化)
- ・ 医師・企業連携による臨床研究の容認
- ・ サージカルトレーニングの導入

<安全性・有効性を確認するための治験の推進>

- ・ 重点疾患・分野に関し、安全性評価手続の簡素化等による迅速な治験
- ・ 治験中における新規医療機器の仕様変更の容認
- ・ 治験に係る病床規制特例(手続の簡素化)
- ・ 医師個人を実施主体とする治験契約の容認

#### iii) 国際連携の強化による医療水準の底上げとアジア等海外への展開

- ・ 「医療滞在ビザ」(仮称)の創設
- ・ 外国人医師の国内での診療に係る臨床修練制度の弾力化
- ・ ポイント制の導入等による外国人医師等の受入促進
- ・ 外国人医療従事者に対する在留期間の見直し

### 税制・財政・金融措置

- 関係府省庁において、対応する予算措置等を集中投資
- なお、内閣府においても、総合特区制度の創設に関連し、別紙のとおり平成23年度予算概算要求・税制改正要望を実施中



# ～医療・介護・福祉が連携して

## 人口減少・高齢化社会に立ち向かう持続可能な地域システムの形成～

関連提案数  
41件

### 戦略・挑戦

公民連携により、**高齢化に伴う地域活力の低下、社会保障コストの増加を回避する持続可能な地域医療・介護・福祉を構築**する

### 目指す取組み

**医療、健康、介護、障がい者福祉**の各分野において、「**新しい公共**」を新たな担い手として位置付け、**民間活力も活用し、持続可能な新たなモデル**の構築

**持続可能なモデルの構築、新たな担い手の活動の場の確保**につながる**規制・制度改革、税財政・金融措置**等を集中的に実施





# ～医療・介護・福祉が連携して

## 人口減少・高齢化社会に立ち向かう持続可能な地域システムの形成～

### 戦略の方向性

「先進施策の展示自治体」における、財政的に持続可能な枠組みの構築

公民連携を促進し、地域の新しい公共による力強い支えが可能となるシステムの構築が必要

対策

- ・ 産官学民が一丸となった取組みの推進
- ・ 先進地域におけるモデル形成

健康寿命を長期化し、社会全体が健康に投資する地域システム作り

住民の健康作り活動を官民挙げて支援し、住民の生活機能を維持することによって、高齢者の社会参加を促し、住民が皆、幸福に加齢する社会の構築が必要

対策

- ・ 医療・健診・健康情報などを集約管理するデータベースの構築
- ・ 取組へのインセンティブの確保等による健康増進施策の市民全体への波及

遠隔医療等による地域医療再生モデルの構築

離島などの僻地でも適切な医療を提供することで、医療過疎による限界集落化を防ぐことが必要

対策

- ・ 「遠隔診断」「遠隔治療」「遠隔保健指導」の先駆的な実施

「新しい公共」による新たな障がい者支援システム

高い品質・価値を持つ政策、制度、取組を「新しい公共」（地域の担い手）が企画・実践・管理し、持続可能な事業手法・社会的な仕組みの構築が必要

対策

- ・ 社会貢献し、自らの力で納税の出来る生活の実現
- ・ 行政と地域の主体が連携した「新しい公共」による管理・運営システムの構築

## ～医療・介護・福祉が連携して

## 人口減少・高齢化社会に立ち向かう持続可能な地域システムの形成～

### 規制の特例措置

(各府省庁への検討依頼事項)

- ・ 分散保有されている医療・健康関係データの地域の機関への集約化
- ・ 離島・へき地の患者への遠隔診療、処方の実現
- ・ 高齢者向けグループホーム、デイサービスへの障がい者受入れ要件の緩和
- ・ 障がい者雇用に係る情報の「新しい公共」との共有・一元化
- ・ 自家用有償運送に係る権限委譲等
- ・ 介護保険事業計画における計画水準を超えた施設整備

### 税制・財政・金融措置

○関係府省庁において、対応する予算措置等を集中投資

○なお、内閣府においても、総合特区制度の創設に関連し、別紙のとおり平成23年度予算概算要求・税制改正要望を実施中



戦略・挑戦

日本の都市を、国際競争力のある都市としてのブランドを確立することで、グローバル企業、高度人材、投資を呼び込み、日本の成長を牽引する拠点として機能させる

目指す取組み

アジアにおけるビジネスやイノベーションの拠点として、高付加価値型のグローバル企業や産業・研究開発拠点等を積極的に誘致

グローバル企業、先進的な産業・研究開発拠点を呼び込むための環境整備につながる規制・制度改革、税財政・金融措置等を集中的に実施

＜拠点形成のイメージ＞





## ～グローバル企業等のアジア拠点や先進的な産業・研究開発拠点の形成～

### 戦略の方向性

世界トップレベルの優れた人材の受入基盤を整備

国内外の高度人材を惹き付けるとともに、その家族の生活支援などきめ細かなサポート体制が必要

対策

- ・ 高度人材や家族の円滑な入国や安定的な在留の支援
- ・ 生活環境の整備

高付加価値型の外国企業や研究機関等を呼び込むための環境整備

外国企業等にとって魅力的な都市としての環境整備が必要

対策

- ・ 企業立地競争力の強化や新規設備投資を促進するための規制緩和
- ・ 土地の高度有効利用の推進

### 先進的な産業・研究開発拠点の構築

国際競争力の源泉となる技術を生み出すイノベーション拠点の構築が必要

対策

- ・ 機関・分野を超えた産学官の連携する拠点を整備
- ・ 共用研究インフラの効率的な運営サポート等の役割を担う新たなプラットフォーム構築

技術波及効果が大きく、幅広く他産業の活性化にもつながるような産業の集積が必要

対策

- ・ 実用化に向けた実証実験の実施
- ・ 中小企業工場の集団化・共同化に向けた環境整備



## ～グローバル企業等のアジア拠点や先進的な産業・研究開発拠点の形成～

### 規制の特例措置

(各府省庁への検討依頼事項)

#### i) 高度人材や家族の円滑な入国や安定的な在留の支援

- ・ 高度人材に対するポイント制を活用した優遇制度の導入

#### ii) 企業立地を促進するための環境整備

- ・ 工場の緑地面積規定の緩和
- ・ 立体道路制度の対象の拡充

#### iii) イノベーション拠点形成のための措置

- ・ 大学院教員の専攻の兼務
- ・ 国の補助金等により導入した研究設備・備品の使用の緩和
- ・ 補助金の効率的な執行の可能化
- ・ 小型モビリティの実用化に向けた検討

### 税制・財政・金融措置

○関係府省庁において、対応する予算措置等を集中投資

○なお、内閣府においても、総合特区制度の創設に関連し、別紙のとおり平成23年度予算概算要求・税制改正要望を実施中

## ～国際コンテナ港湾等の国際競争力の強化～

### 戦略・挑戦

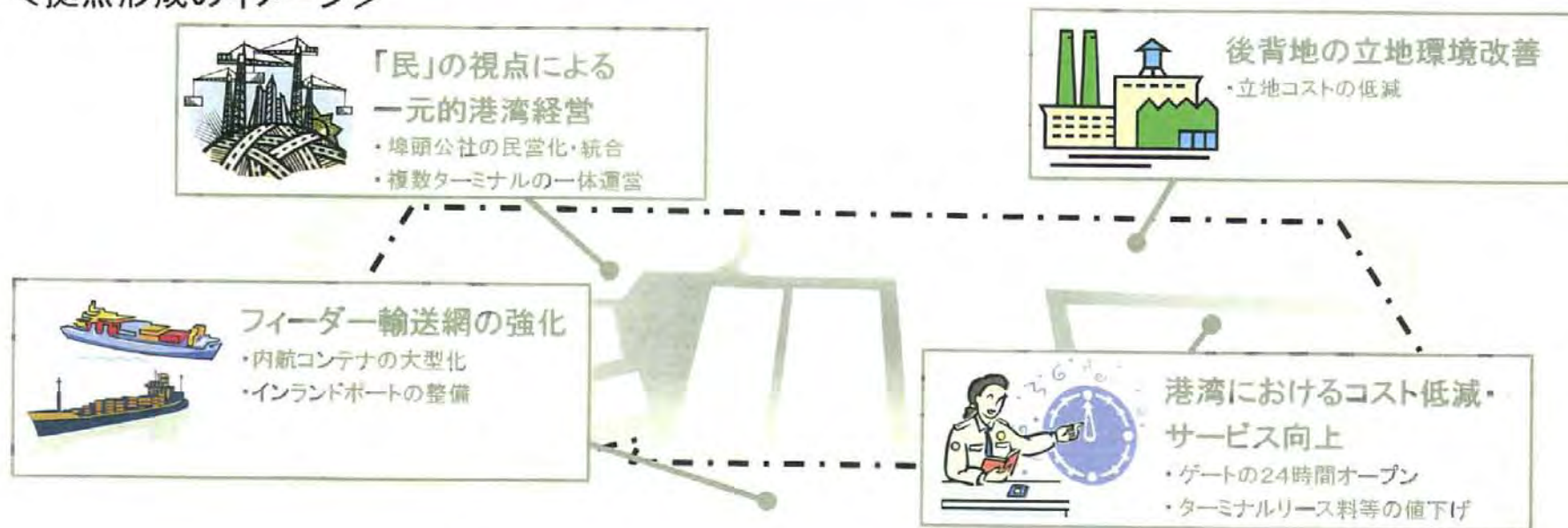
国際的に地位低下が著しい日本のコンテナ港湾において、さらなる「**選択**」と貨物の「**集中**」により、**ハブ機能を維持・強化**し、世界への**基幹航路ネットワークを維持**することにより、**アジアのビジネス拠点としての地位を確保**する

### 目指す取組み

厳選した国際コンテナ港湾に**貨物を集中**するとともに、「**民**」の視点による**一元的港湾経営**、各地と港湾を結ぶ**フィーダー輸送網の強化**により、**物流コストを削減・サービスを向上**させ、釜山等に対抗する

**「民」の視点の港湾経営やグローバルスタンダードの物流**を可能とする**規制・制度改革、税財政・金融措置**等を集中的に実施

### <拠点形成のイメージ>





## ～国際コンテナ港湾等の国際競争力の強化～

### 戦略の方向性

#### 国際コンテナ港湾の「選択」と「集中」

日本と世界を結ぶ基幹航路ネットワークを維持するためには、日本の港湾のさらなる「選択」と「集中」が必要

対策

- ・ 国際コンテナ戦略港湾の選定
- ・ 港湾整備事業の集中投資(大水深ターミナル等)

#### 「民」の視点による一元的港湾経営

「官」による硬直的な運営、隣接港湾やターミナル毎にバラバラで不効率な運営

対策

- ・ 埠頭公社の民営化・統合
- ・ 複数ターミナルの一体運営

#### 港湾におけるコスト低減・サービス向上

釜山等に対抗するには、港湾コストの削減・サービス水準の向上が必要

対策

- ・ ゲートの24時間オープン
- ・ ターミナルリース料等の値下げ

#### ハブ港湾と国内各地を結ぶ フィーダー輸送網の強化

国内各地からハブ港湾に荷物を集める内航海運、トラック、鉄道ネットワークのサービス向上、コスト削減が必要

対策

- ・ 内航コンテナ化の大型化、効率化
- ・ インランドポートの整備
- ・ 45フィートコンテナの通行

#### 後背地の立地環境改善

外資企業の物流拠点を含め、ハブ港湾の後背地への企業集積を進める必要

対策

- ・ 立地コストの低減

## ～国際コンテナ港湾等の国際競争力の強化～

### 規制の特例措置

(各府省庁への検討依頼事項)

- ・ 埠頭株式会社が柔軟且つ効率的な経営を行うための規制緩和
- ・ ふ頭内及び指定道路における45フィートコンテナの輸送実現
- ・ 保税搬入原則の見直し
- ・ 埠頭貸付制度の対象拡大

### 税制・財政・金融措置

- 関係府省庁において、対応する予算措置等を集中投資
- なお、内閣府においても、総合特区制度の創設に関連し、別紙のとおり平成23年度予算概算要求・税制改正要望を実施中



戦略・挑戦


世界に類を見ない本格的な少子高齢化社会を迎える中、内外の観光客を呼び込んだ観光交流人口の拡大・需要創出により、地域経済の活性化と我が国の経済成長を図る

目指す取組み

急速な経済成長を遂げる中国をはじめ、近年急増するアジア各国等からの**訪日外国人観光客の受入れ拡大に向けた体制を整備**する

**地域の観光資源**を活かして、内外の観光客を惹き付ける、個性豊かで**魅力ある観光地づくり**を推進する


**訪日外国人観光客の受入れ拡大に向けた体制整備や地域の観光資源を活かした魅力ある観光地づくりに必要な規制・制度改革、税財政・金融措置等を集中的に実施**




外国人観光客の接遇  
 ・通訳案内士制度の見直し  
 ・外国語ガイドの育成・活用  
 ・ICTを活用した情報提供




受入体制の充実  
 ・CIQの円滑な実施  
 ・空港・港湾の機能充実



地域資源を活かした「着地型」観光  
 ・食文化、伝統工芸、四季を肌で感じる風景、町屋、古民家など風情ある建築物の活用  
 ・体験交流プログラムの充実



観光による地域の自立と持続的発展  
 ・関連産業との広範な連携  
 ・地域資源のトータルな打ち出し



ニューツーリズム  
 ・グリーンツーリズム  
 ・産業観光/文化観光  
 ・コンベンション(MICE)  
 ・メディカルツーリズム



# ～観光交流人口の拡大・需要創出による地域経済の活性化と我が国の経済成長～

## 戦略の方向性

### 訪日外国人観光客の受入れ拡大に向けた体制整備

急速な経済成長を遂げる中国をはじめ、近年急増するアジア諸国等からの訪日外国人観光客を受入れるための体制を整備することが必要

#### 対策

- ・ 外国語表示の徹底
- ・ 通訳案内士制度の見直しと地域における外国語ガイドの積極的な育成・活用
- ・ 携帯端末等の情報機器（ICT）やコールセンターを活用した外国語による観光情報の提供
- ・ 言語バリアを感じさせない体験交流プログラムの充実
- ・ 円滑なCIQ、空港・港湾等の受入体制の充実
- ・ コンベンション（MICE）の誘致促進
- ・ 医療と観光の連携によるメディカルツーリズムの推進

### 地域の観光資源を活かした個性豊かで魅力ある観光地づくり

洗練された食文化、長年受け継がれてきた伝統工芸、歴史的建造物、四季を肌で感じ取れる美しい風景等、地域の豊かな観光資源を活かした、魅力ある観光地づくりが必要

#### 対策

- ・ 地域の歴史・風土に培われ、伝統ある風情を伝える町屋・古民家、街並み等の保全・活用
- ・ 自然環境や文化・歴史的遺産、伝統工芸から産業技術、アニメに至るまで、地域資源をフルに活かした「着地型」観光の推進
- ・ グリーンツーリズム、文化観光、産業観光をはじめとするニューツーリズムの振興
- ・ 滞在型観光地づくりと広域的な観光ルートの充実
- ・ 徹底したバリアフリー化による、高齢者・障害者も楽しめる観光地づくり

内外の観光客を呼び込んで、観光交流人口の拡大・需要創出を地域経済活性化の起爆剤とし、狭義の観光産業のみならず、地域の多様な関連産業と連携して、地域資源をトータルに打ち出すことにより、地域の自立と持続的発展に繋げていく → 「観光振興によるプラスの循環」を力強く創造



## ～観光交流人口の拡大・需要創出による地域経済の活性化と我が国の経済成長～

### 規制の特例措置

(各府省庁への検討依頼事項)

#### i) 訪日外国人旅行者の受入れ拡大に向けた体制整備

- ・ 通訳案内士以外の者による有償ガイドの実施を可能とするための通訳案内士制度の見直し
- ・ 外航クルーズ船の外国人乗客の行動範囲の拡大に必要な仮上陸制度の見直し

#### ii) 地域の観光資源を活かした着地型観光の推進

- ・ 着地型観光の推進に必要な旅行業法に係る特例
- ・ 町屋・古民家に関する旅館業法の構造要件緩和
- ・ 田舎暮らし交流体験民宿に関する旅館業法の構造要件緩和

※ この他、メディカルツーリズムの推進にあたって必要な規制・制度改革(医療滞在ビザの創設)については、「今後の経済成長の柱となる医療関連産業の国際競争拠点」の項において記載

### 税制・財政・金融措置

- 関係府省庁において、対応する予算措置等を集中投資
- なお、内閣府においても、総合特区制度の創設に関連し、別紙のとおり平成23年度予算概算要求・税制改正要望を実施中

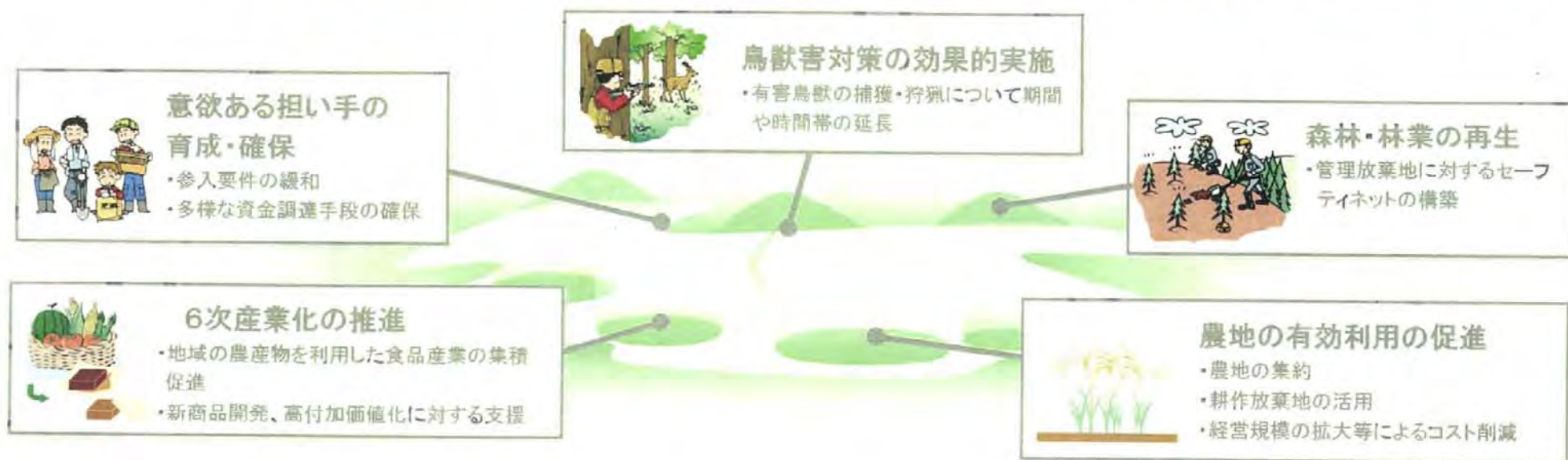
戦略・挑戦

農林水産業・農山漁村の有する**潜在力が十分発揮されるような環境整備**を行い、**農林水産業を再生し、食料自給率の向上、輸出の拡大**を目指す。

目指す取組み

**農地の有効利用**、意欲ある**担い手の育成・確保**及び**6次産業化**等に資する取組を推進し、**農林水産業を核に成長する地域づくり**を図る。

**農林水産業を再生し**、あわせて川下や海外に広がる**潜在需要を発掘等するための環境整備**につながる**規制・制度改革、税財政・金融措置**等を集中的に実施





## ～農水産分野の成長産業化と森林・林業の再生等～

### 戦略の方向性

#### 1. 意欲ある担い手の育成・確保

農林水産業者の高齢化・後継者難等の中で人材の育成・確保が必要



対策

- ・参入要件の緩和
- ・多様な資金調達手段の確保

#### 2. 農地の有効利用の促進、規模の拡大等

分散錯圃、耕作放棄地の解消に向けた取組等の推進が必要



対策

- ・効率的な農地集約の推進
- ・耕作放棄地の活用促進

#### 3. 6次産業化の推進等

6次産業化や産学官の連携強化等による新たな事業展開が必要



対策

- ・地域の農産物を利用した食品産業の集積促進
- ・新商品開発、高付加価値化に対する支援

#### 4. 森林・林業の再生、中山間地域の保全

効率的・安定的な林業の基礎づくり等とともに、中山間地域が持続的に生産等を継続できる環境整備が必要



対策

- ・管理放棄地に対するセーフティネットの構築
- ・効果的な鳥獣害対策の実施

## ～農水産分野の成長産業化と森林・林業の再生等～

### 規制の特例措置

(各府省庁への検討依頼事項)

#### i) 意欲ある担い手の育成・確保

- ・ 農業生産法人の要件(資本・事業・役員)見直し
- ・ 農地の権利取得に係る下限面積の緩和

#### ii) 農地の有効利用の促進、規模の拡大等

- ・ 農業委員会の在り方の見直し
- ・ 共有農地に関する利用権設定の緩和

#### iii) 6次産業化の推進等

- ・ 6次産業化等のための施設整備に係る農地転用規制の緩和

#### iv) 森林・林業の再生、中山間地域の保全

- ・ 所有者不明の森林を公的に整備する制度の創設
- ・ 有害鳥獣の捕獲・狩猟について期間や時間帯の延長
- ・ 鳥獣保護区での捕獲制限の緩和

### 税制・財政・金融措置

○関係府省庁において、対応する予算措置等を集中投資

○なお、内閣府においても、総合特区制度の創設に関連し、別紙のとおり平成23年度予算概算要求・税制改正要望を実施中



「新成長戦略」(平成22年6月18日閣議決定)において、21の国家戦略プロジェクトとして位置づけられた「総合特区制度」の創設に必要な予算・税制改正を要求中。

**(1)平成23年度予算概算要求 (内閣府要求額:823億円)**

自立的な取組に基づく地域の活性化、社会経済的課題の解決及びわが国全体の成長戦略の観点から「総合特区制度」を創設し、規制の特例措置及び税制・財政・金融上の支援措置等を一体として実施。

- ・総合特区推進調整費
- ・総合特区支援利子補給金

**(2)平成23年度税制改正要望**

**(i)国際戦略総合特区における税制上の特例措置 (内閣府一新規要望)**

**・投資税額控除、特別償却制度、事業の課税所得控除制度の創設**

- ① 実施計画に記載された事業を実施しようとする者が、当該事業の用に供する機械、装置、建物等を取得等した場合、取得価額の一定割合に相当する額を、事業の用に供した事業年度の法人税額から控除。
- ② 実施計画に記載された事業を実施しようとする者が、当該事業の用に供する機械、装置、建物等を取得等した場合、事業の用に供した事業年度の減価償却限度額は、取得価額の一定割合に相当する額と普通償却限度額の合計額とする。

- ③ 実施計画に記載された事業を実施する者が、特区内において行われる事業により生じた当該事業年度の課税所得の一定割合に相当する額を損金に算入。

※①～③については、事業者の判断により、いずれか1つの選択制とする。

・研究開発に係る特例措置の創設

- ④ 実施計画に記載された事業を実施する者が、当該事業に係る研究開発を実施した場合の当該費用に係る控除の限度額について、特例措置を創設。

(ii) 国際戦略総合特区及び地域活性化総合特区における税制上の特例措置 (内閣府一新規要望)

・地域戦略推進を担う事業者に対する出資についての所得控除制度創設

- ① 実施計画に記載された事業を実施しようとする者について、個人投資家が当該事業者に出資した場合に、当該投資家の投資年度の総所得から一定額を控除。

・公益的な事業の用に供する不動産登記に係る登録免許税の減免

- ② 実施計画に記載された事業でかつ公益的なものを実施しようとする者が、当該事業の用に供する不動産を取得した場合に、当該不動産の保存登記及び移転登記に係る登録免許税を軽減。



資料3-2に示した「優先的に検討に着手すべき規制・制度改革」に係る事項

分野・事項名	具体的な提案内容	根拠法等	所管府省
<b>1. グリーン・イノベーションによる環境・エネルギー大国戦略</b>			
<b>(1) 環境・エネルギー関連産業の国際競争力の強化のための拠点形成</b>			
① 電気自動車の充電に係る課金方法の整備	現状では、電気自動車への充電事業について明確なルールが示されていないが、今後の電気自動車の普及等を勘案し、充電設備の電気使用量に応じた課金(従量課金)が実施できるよう明確化を図る。	電気事業法	経済産業省
② 道路の占用許可基準の緩和	道路占用の許可基準について、「道路の敷地外に余地がないためやむをえないもの」を適用除外するとともに、道路法及び施行令に限定列挙されている占用物件に「電気自動車の充電設備」等を追加する。	道路法	国土交通省
③ 周波数の割当てに係る特例	グロブ情報を活用したグリーンITS関係の社会実験を可能とする、周波数インフラの優先配分を行う。	電波法	総務省
④ 燃料電池自動車・水素ステーション設置に係る環境整備	水素ステーションに係る具体的な仕様等を示す「例示基準」を作成することにより運用基準を明確化するなど、水素ステーション設置促進のための環境の整備を行う。また、総合特区内において、水素の貯蔵等を行う水素ステーションの立地に関する建築基準法上の規制を緩和し、水素ステーションの設置の促進を図る。	高圧ガス保安法 建築基準法	経済産業省 国土交通省
⑤ 太陽光発電の設置等に伴う電気主任技術者の選任に係る規模要件の緩和	20kW未満の太陽光・風力発電設備、10kW未満の水力・火力・燃料電池発電設備は、一般用電気工作物とされているが、それ以上のものは、事業用電気工作物とされ、電気主任技術者の選任が義務付けられている。今後の太陽光発電設備等の更なる普及を勘案し、安全の確保を前提とした上で、規模要件等を緩和する。	電気事業法	経済産業省
⑥ 太陽光発電設備等に係る建築基準確認申請の不要化	4mを超える太陽光発電設備の架台の構造基準について、電気事業法令に必要な安全措置が講じられていることを条件に、建築基準法の工作物の対象から除外する。	建築基準法	国土交通省
⑦ 低炭素化に資する設備・建物を導入した場合の容積率緩和	建築物に、高効率ヒートポンプ、蓄熱システム、燃料電池、未利用エネルギー活用等、大幅にCO2の削減が可能となる高効率設備を導入するインセンティブとして、これら設備を導入した場合に容積率を緩和する特例措置を講ずる。	建築基準法 都市計画法	国土交通省
<b>(2) 地域をエネルギー供給源とすることによる再生</b>			
① 木質バイオマス等の一般廃棄物・産業廃棄物の適用除外	エネルギー利用を目的とする木質バイオマス等を、一般廃棄物・産業廃棄物の適用除外とする。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	環境省
② 太陽光発電の設置等に伴う電気主任技術者の選任に係る規模要件の緩和(再掲)			
③ 小水力発電の設置に伴うダム水路主任技術者選任の緩和	ダム水路主任技術者の選任について、既に外部委託が認められている電気主任技術者と同等に外部委託を可能とする。委託先としては、水力発電事業を行っている地方公営企業や電力会社、水力発電所の電気保安業務の受託実績がある団体等が考えられる。	電気事業法	経済産業省
④ 太陽光発電設備等に係る建築基準確認申請の不要化(再掲)			
⑤ 他の水利使用に従属する小水力発電の許可申請の不要化	小水力発電を設置する際の流水の占用の許可について、許可済の他の水利使用に従属し、河川流量に新たな影響を及ぼさない場合には、事前許可制に係らしめる必要性に乏しいことから、小水力発電の積極的かつ円滑な導入を図るべく、届出制へと緩和する。	河川法	国土交通省
⑥ 海岸保全区域又は港湾区域内における再生可能エネルギー設備設置に係る許可基準の明確化	海岸保全区域又は港湾区域における工作物の設置については、許可基準が明確でないことから、許可基準を明確化する等により、再生可能エネルギー発電・利用設備を設置可能とする。	海岸法 港湾法	国土交通省
⑦ 低炭素化に資する設備・建物を導入した場合の容積率緩和(再掲)			
<b>(3) 国家戦略としての資源リサイクル</b>			
① 容器包装以外のプラスチックのリサイクルのために必要な制度改革(都市油田特区)	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第2条第6項の「分別基準適合物の規定について、容器包装プラスチックと製品プラスチックの混合状態でも収集を行い、それぞれの比率に応じた事業者と市町村の応分の費用負担によりリサイクルすることができるよう措置を行う。(現行制度において、混合収集物については容器包装プラスチックも市町村の負担で処理することとなっている。)	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律	経済産業省 環境省
② 木質バイオマス等の一般廃棄物・産業廃棄物の適用除外(再掲)			
③ メタン発酵消化液や堆肥の肥料取締法上の規制緩和	家畜ふん尿をメタン発酵させた際に生じる消化液を液肥や堆肥として流通する際は、肥料取締法において普通肥料(農林水産大臣登録)となる。植物の生育等に有害な成分を含む可能性がないものについては、メタン発酵させた家畜ふん尿についても通常の家畜ふん尿の堆肥と同様に特殊肥料(都道府県知事への届出)として扱えるようにする。	肥料取締法	農林水産省

分野・事項名	具体的な提案内容	根拠法等	所管府省
<b>2. ライフ・イノベーションによる健康大国戦略</b>			
<b>(1) 今後の経済成長の柱となる医療関連産業の国際競争拠点形成</b>			
<b>i) ドラッグ・ラグ、デバイス・ラグ問題の抜本的な解消</b>			
① PMDAが採用した民間経験者に対する承認審査、事前相談への従事制限の緩和	民間経験者を独立行政法人医薬品医療機器総合機構(PMDA)に採用し、当該経験者が支所で承認審査、事前相談に従事する場合における就業制限を緩和する。	独立行政法人医薬品医療機器総合機構法	厚生労働省
② 新医薬品に対するGMP適合性調査権限の移譲	新医薬品に関する一定期間経過後のGMP(医薬品の製造管理及び品質管理基準)適合性調査については、通常、PMDA(医薬品医療機器総合機構)が実施しているが、当該権限を総合特区の実施主体に移譲し、迅速な調査を実施し、医薬品を製造しやすい環境を整備する。	薬事法	厚生労働省
③ 国内では未承認の医薬品・医療機器に関する試験的使用の容認	米国、EUといった主要先進国で承認を受けて実績を有するものの、国内では未承認となっている医薬品・医療機器について、一定の要件の下、必要とされる患者への試験的使用を認める。	薬事法	厚生労働省
④ 保険外併用療養費制度の柔軟化	保険診療と保険外診療の併用が認められる保険外併用療養費制度について、一定の要件の下、総合特区内に設置したコンソーシアムが高度医療評価の実施を行い、厚生労働大臣に対しては事後届出制を導入すること等によって、制度の柔軟化、迅速な運用を図り、高度医療、先進医療の発展を加速化する。	健康保険法	厚生労働省
⑤ コンパッションエートユース(人道的使用)の検討、特区における先行試験的実施	コンパッションエートユース(人道的使用)について検討に着手し、総合特区において先行試験的に実施する。	薬事法	厚生労働省
<b>ii) 革新的な医薬品、医療機器、再生医療等の先端医療の創出</b>			
<b>(a) シーズのマッチングに必要な臨床研究の推進</b>			
⑥ ヒト幹細胞を用いた臨床研究を迅速に実施するための特例(手続の簡素化)	再生医療の鍵を握るヒト幹細胞を用いた臨床研究に関しては、通常、厚生労働大臣の意見を聴取した上で実施することとされているが、総合特区内に設けたコンソーシアムがその安全性、有効性等を確認した上で実施を許可し、厚生労働大臣には事後届出とすることで、迅速な臨床研究を推進する。	(ヒト幹細胞を用いる臨床研究に関する指針)	厚生労働省
⑦ 臨床研究に係る病床規制特例(特例措置の適用・手続の簡素化)	臨床研究の推進に必要な病床については、特例病床として、医療法に基づく病床規制における病床数の上限値を超えた設置を許容する。	医療法	厚生労働省
⑧ 新規医療機器の臨床研究を促進するための医師・企業連携による臨床研究の容認	新規の医療機器については、通常、医師自らの開発・主導の下での臨床研究は認められているが、総合特区内においては、産学連携により開発した新規の医療機器について、医師・企業共同で臨床研究を可能とすることで、速やかに製品化に向けた治験へと結び付け、医工連携による医療シーズとニーズのマッチング、新規医療機器の開発を加速化する。	薬事法	厚生労働省
⑨ サージカルトレーニングの導入	新医療機器等開発、手技向上のためのサージカルトレーニングを導入する。	死体解剖保存法	厚生労働省
<b>(b) 安全性・有効性を確認するための治験の推進</b>			
⑩ 重点疾患・分野に関する迅速な治験の実施	総合特区において、重点疾患・分野に関する臨床研究コンソーシアム(WG)を形成し、医療機関の枠を超えた治験審査委員会の設置、治験開始手続きの緩和等、安全性・有効性に関する評価の柔軟化・迅速化により、速やかな治験を実施する。	薬事法	厚生労働省
⑪ 治験中における新規医療機器の仕様変更	新規の医療機器の治験中、医療現場の声を踏まえ、当該機器の品質・性能向上のための仕様変更、改良を一定の要件の下で可能とすることで、これまでの治験データを活用し、迅速な機器の開発を促進する。	薬事法	厚生労働省
⑫ 治験に係る病床規制特例(手続の簡素化)	治験等に必要の特例病床の設置許可に当たっては、通常、厚生労働大臣の事前協議・同意が必要とされているが、総合特区においては、事後承認を導入するなど、手続きを簡略化することで必要な病床数を迅速に確保し、治験等を推進する。	医療法	厚生労働省
⑬ 医師個人を実施主体とする治験契約の容認	通常、医療機関を実施主体とする治験契約しか認められていないが、総合特区において、第三者的なチェック機能の充実などを要件として、医師個人を実施主体とする治験契約を認め、治験の実施を推進する。	薬事法	厚生労働省
<b>iii) 国際連携の強化による医療水準の底上げとアジア等海外への展開</b>			
⑭ 「医療滞在ビザ」(仮称)の創設	海外の患者が日本の高度な医療を円滑に受けられるよう「医療滞在ビザ」(仮称)を創設するとともに、入院等の長期間の滞在を予定する外国人患者に対する在留資格の明確化を行い、外国人患者の積極的な受入を実施する。	出入国管理及び移民認定法	法務省 外務省
⑮ 外国人医師の国内での診療に係る臨床研修制度の弾力化	日本の医師免許を有さない外国人医師の日本国内における診療に係る臨床研修制度について、外国人医師による指導等も含め、制度の柔軟化を図り、外国人医師が診療に従事しやすい体制を整備する。	外国医師等が行う臨床研修に係る医師法第十七条等の特例に関する法律	厚生労働省
⑯ 外国人医師等の受入促進	ポイント制の導入により円滑な入国や安定的な在留を保障する等の出入国管理上の優遇措置を講じ、外国人医師等の受け入れを促進する。	出入国管理及び移民認定法	法務省 厚生労働省
⑰ 日本の医療関連免許を有する外国人医療従事者に対する在留期間の見直し	現行では、日本の歯科医師免許を有する外国人歯科医師に対しては6年以内、同じく看護師免許を有する看護師に対しては7年以内といった在留期間制限が課されているが、国内で働きやすいよう在留期間を見直すことで、これらの外国人医療従事者の積極的な受入を後押しする。	出入国管理及び移民認定法	法務省 厚生労働省



分野・事項名	具体的な提案内容	根拠法等	所管府省
<b>(2) 医療、介護、福祉が連携した地域における安心な暮らしの実現</b>			
① 分散保有されている医療・健康関係データの地域の機関への集約化	健康保険組合等の保有する医療費データ、事業者等の持つ健康診断データ、医療機関の保有する診療録や電子カルテ等の個人情報について、当該市民の健康状況や医療費の把握、医療費削減につながる各種施策の効果把握のために必要な情報に限り、効果を検証する機関(市町村や大学等)による照会を可能とする。もしくは、一定の条件(匿名化等)のもとでは提供が可能である旨、関係機関に周知を図る。	個人情報の保護に関する法律	厚生労働省
② 離島・へき地の患者への遠隔診療、処方の実現	へき地や離島などで直接の対面診療を行うことが困難である場合やこれに準じる場合等、一定の条件下で遠隔診療が認められている。へき地や離島などに住む患者の利便性向上のため、この限定をさらに拡大する。また、処方せんにより調剤された薬剤の授与に際し、薬剤師が対面により行うことが必要とされているが、へき地や離島の患者の利便性の向上を図るため、遠隔モニターによる服薬指導等を可能とする。	医師法 薬事法	厚生労働省
③ 高齢者向けグループホーム、デイサービスへの障がい者受入れ要件の緩和	障がい者が、障害者自立支援法に基づく共同生活援助(グループホーム)を利用することが困難な場合に、介護保険法に基づく認知症対応型共同生活介護(グループホーム)の利用を定員の範囲内で可能とし、基準該当生活援助として自立支援給付の対象とする。また、障がい児(者)を自宅で介護する家族の負担を軽減するため、指定通所介護事業所において障がい児(者)の宿泊を可能とする。	介護保険法 障害者自立支援法	厚生労働省
④ 障がい者雇用に係る情報の「新しい公共」との共有・一元化	障がい者の自立を促すために、障がい者雇用を行う事業者に対して、「障がい者雇用関連サービスのワンストップ化」を行い、時間コスト・事務コスト等を低減する。具体的には、障がい者の就労支援および斡旋、仲介、フォローアップについて、NPO等の「新しい公共」にその権限・管理・責任等を一元化することを可能とする。	障害者の雇用の促進等に関する法律 職業安定法	厚生労働省
⑤ 自家用有償運送に係る権限委譲等	明らかに交通事業者の参入が困難な過疎地や中山間地域の高齢者や障がい者のモビリティを確保すべく、NPO等が有償で自家用車を用いて通院や買い物時の送迎等を実施する自家用有償運送制度について、登録事務を自治体に委譲する。また、自家用有償運送制度の円滑な実施に向けて、登録の際の要件となっている運営協議会の運営方法を改善する。	道路運送法	国土交通省
⑥ 介護保険事業計画における計画水準を超えた施設整備	介護保険法では、介護保険事業計画に定められた計画水準を超えて新規施設を整備することができないが、計画水準を超えた施設整備を認めることにより、介護関連施設の立地を促進することを可能とする。	介護保険法	厚生労働省
<b>3. アジア経済戦略</b>			
<b>(1) 日本のアジア拠点化(グローバル企業、高度人材、投資の呼び込み)</b>			
① 高度人材に対するポイント制を活用した優遇制度の導入	外国人研究者、経営者等の高度人材の受け入れを促進するための措置として、ポイント制を活用し、円滑な入国や安定的な滞在を保障する等の出入国管理上の優遇措置を講ずる。	出入国管理及び移民認定法	法務省 厚生労働省
② 大学院教員の専攻の兼務	大学院設置基準第9条第2項においては、研究指導を行う教員は、修士課程及び博士課程をそれぞれ「一箇に限り」兼務することができるものと規定されている。産学協力の研究機関が連携し、最先端研究・インフラを最大限活用した多様な研究指導を可能とするため、他の専攻を担当している教員が当該専攻(課程)においても、教育研究上支援を生じない場合には、一定の要件の下、研究指導を行うことができるようにする。	学校教育法	文部科学省
③ 立体道路制度の対象の拡充	現行の立体道路制度の適用は、新設道路、自動車専用道路に限られているが、都市計画上の担保を条件にするなど、既存道路、一般道にまで適用を拡充する。	道路法 都市計画法 建築基準法	国土交通省
④ 工業地域等における用途規制の緩和	工業地域及び工業専用地域においては、原則として建築することのできない宿泊施設等の建築物について、総合特区区内においては立地に関する制限を緩和する。	建築基準法	国土交通省
⑤ 特別用途地区内における用途制限の緩和	総合特区においては、特別用途地区内における建築物の用途の制限について、地方公共団体の裁量により緩和しやすくする。	建築基準法	国土交通省
<b>(2) 先進的な産業・研究開発拠点の形成</b>			
① 高度人材に対するポイント制を活用した優遇制度の導入(再掲)			
② 工場の緑地面積規定の緩和	工場立地法における現行の緑地規制では、緑地の25%を超える部分の屋上緑地、駐車場緑地等の面積は緑地に参入できないが、この規制を緩和する。	工場立地法	経済産業省
③ 工場等の高度化事業の市町村経由での実施	地域の中小企業の生産性や効率性向上を図るために工場等の集約化、共同化を支援する高度化事業(融資事業)において、総合特区計画と協同して市町村が支援を行う場合は、現行で都道府県経由とされているスキームを市町村経由でも可能とする。	独立行政法人中小企業基盤整備機構法	経済産業省
④ 国の補助金等により導入した研究設備・備品の使用の緩和	国の補助金等により導入した研究設備・備品について、総合特区計画の目的に合致する範囲であれば、所管省庁による個別の承認を不要とし、雇用後の主体に関わらず、国庫精付を求めずに雇用できるようにする。	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律	財務省
⑤ 補助金の効率的な執行の可能化	研究開発機能の集積によるメリットを生かし、補助金等を効率的に活用するインセンティブを設けるため、国等から受けた補助金において、事業者が事業目的を担うことなく効率的に事業実施する場合には、効率化によって生じた補助金分を事業者が使用することができるようにする。また、一定の基準(例えば、研究日数が一定程度を越えている等)を満たしたものは、経費超過申請を自動承認にするなどの仕組みを導入し、補助事業者の負担の軽減を図る。	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律	財務省
⑥ 小型モビリティの実用化に向けた検討	現行の自転車以上、軽自動車以下の領域をカバーし、環境負荷が低く、近距離の移動に適した電動の小型モビリティの開発に向けて、利活用において最適となる車両の仕様(乗車定員、出力、最大積載量、最高速度、車両のサイズ、安全レベル等)、駐車空間、通行方法等の検証を行うため、関係省庁、有識者及び地域の関係者からなる協議会において安全性を確認し、地域で合意を得られた区域の公道において実証走行することを可能とするよう検討する。	道路運送車両法 道路交通法	警察庁 国土交通省
⑦ 大学院教員の専攻の兼務(再掲)			

分野・事項名	具体的な提案内容	根拠法等	所管府省
<b>(3) 国際物流拠点等の国際競争力の強化</b>			
① 埠頭株式会社が柔軟且つ効率的な経営を行うための規制緩和	特定外貨埠頭の公共的性格に配慮し、港湾管理者による経営への関与を担保するために設けられた規制を緩和する。(規制の例：(a)港湾管理者による株式の保有義務(b)港湾管理者による貸付に対する担保提供義務(c)事業計画及び収支予算の国土交通大臣への提出義務(d)外貨埠頭業務とその他業務との区分整理(e)財産処分等の制限等の剰余金の配当その他剰余金の処分、合併、分割、解散の決議の大臣認可)	特定外貨埠頭の管理運営に関する法律	国土交通省
② ふ頭内及び指定道路における45フィートコンテナの輸送実現	国際海上コンテナの規格に追加された45ftコンテナについて、ふ頭内及び指定道路に限定し、40ftコンテナと同様に輸送を可能とする。	道路法	国土交通省
③ 保税搬入原則の見直し	輸出通関申告については、関税法67条の2により、保税地域に貨物を搬入した後でなければ申告ができない。貨物を保税地域に搬入する前に、輸出通関申告を行うことが可能になれば、リードタイムが短縮され、物流コストが低減するため、我が国企業の輸出競争力確保のためにも諸外国並みに見直しを行う。	関税法	財務省
④ 埠頭貸付制度の対象拡大	バルク貨物を取り扱う埠頭の行政財産の貸付は、水深が14m以上必要であること等の要件を満たす必要があるが、これを緩和し水深12mの施設の貸付を可能にする。	港湾法	国土交通省
<b>4. 観光立国・地域活性化戦略</b>			
<b>(1) 観光立国の推進</b>			
① 訪日外国人旅行者の受け入れ体制を整えるための、通訳案内士以外の者による有償ガイドの実施	現行制度においては、国家資格である通訳案内士以外の者が有償でガイド業務を行うことが不可能であるが、より一層増大する訪日外国人旅行者に対応するべく、一定の資質管理等を行いながら、通訳案内士以外にも有償ガイドを認めることを可能とすべく、通訳案内士法の特例を設ける。	通訳案内士法	国土交通省
② 外航クルーズ船の外国人乗客に係る仮上陸許可の行動範囲の拡大	外航クルーズ船の外国人乗客に対する仮上陸許可につき、一日単位で周遊可能な地域交通圏の拡大状況等を踏まえて、仮上陸許可で行動可能な範囲をより広域に拡大する。	出入国管理及び難民認定法	法務省
③ 旅行業法に係る総合特区内宿泊施設に対する特例	観光圏整備法によって設けられた、観光圏内の「宿泊業者が宿泊者の旅行について旅行業者代理業を営むことができる」旨の特例を、新たに総合特区内の宿泊業者に対して創設し、宿泊業者が宿泊観光客に観光ツアーを企画、提供することを可能とする。	旅行業法	国土交通省
④ 旅館業法に係る客室面積要件の適用除外(田舎暮らし交流体験民宿)	地域に根ざした伝統工芸品の製造業者又は集落の活性化や空き屋利用に取り組むNPO法人が、自宅の一部又は空き家を利用し、田舎暮らし交流体験の機会を提供すべく、小規模な民宿を開業する場合、簡易宿所の客室面積の要件(33㎡以上)を適用しない。	旅館業法	厚生労働省
⑤ 町屋・古民家に関する旅館業法の規制緩和(最低客室数及び玄関幅の設置義務等の緩和)	地域の歴史・風土に培われた風情ある町屋・古民家に泊まって、旅行者に伝統文化を体験してもらうことが出来るよう、町家・古民家の宿泊施設活用の促進を図るため、旅館業許可に要する構造設備の基準(最低客室数、玄関幅の設置義務等)を緩和する。	旅館業法	厚生労働省
<b>(2) 農業・水産業分野の国際競争力のある成長産業化</b>			
① 農業生産法人の要件(資本、事業、役員)見直し	農業生産法人に対する出資制限を廃止し、装置産業である農業分野におけるリスクマネーの供給を促進する。また、一般の株式会社と農地所有を認めることにより、株式会社による農業参入及び農地への投資を促進し、意欲ある多様な農業者の参入を促進する。	農地法	農林水産省
② 農業委員会の在り方の見直し	農地等の権利移動に係る許可をはじめ、農業委員会が行うとされている事務を、農業委員会に代わりの確に実施することができる団体が行えるものとする。	農地法 農業経営基盤強化促進法	農林水産省
③ 6次産業化、施設園芸推進のための施設整備に係る農地転用規制の緩和	6次産業化を推進するための施設等の設置に当たっては、農地転用規制を緩和する。また、土壌に直接栽培しない形態の植物工場等の設置に際しても、農地転用規制を緩和する。	農地法	農林水産省
④ 農地利用集積円滑化事業を行う団体の対象拡大	農用地等の所有者の委任を受けて、その者を代理して農用地等について売り渡し、貸付け等を行う農地利用集積円滑化事業について、市町村、農業協同組合、一般社団法人・一般財団法人以外であっても、一定の条件を満たす者であれば、法人格を問わず行うことができることとする。	農業経営基盤強化促進法	農林水産省
⑤ 農地取得、賃借要件の緩和	現在農地の権利取得にかかる下限面積は、地域の実情に応じ農業委員会の判断で引き下げられるようになっている(下限10アール)が、参入形態に応じて小さい面積でも農業がスタートできるよう、下限面積の要件を緩和する。	農地法	農林水産省
⑥ 共有農地に関する利用権設定の緩和	法改正により、数人の共有に係る土地について、存続期間6年未満の利用権を設定する場合には、2分の1を超える共有持分を有するものの同意が可能とされたところであるが、施設園芸を行う場合等については、10年以上の期間を設定できることとする。	農業経営基盤強化促進法	農林水産省
⑦ 農地活用促進のための固定資産課税台帳の閲覧	農地に係る利用権等の設定に当たっては、農地所有者の同意を得ることが必要であるものの、不在村地主の増加や農地の相続等により、農地所有者を特定することが困難となっている。このため、固定資産課税台帳の閲覧を可能とすることにより、農地所有者の特定を行いやすくする。	地方税法	財務省

分野・事項名	具体的な提案内容	根拠法等	所管府省
<b>(3) 森林・林業の再生と中山間地域の保全</b>			
<b>i) 林業分野</b>			
① 所有者不明の森林を公的に整備する制度の創設(公的主体による暫定的整備を可能とする)	集約化施策の推進に当たっては、流域内の森林所有者の合意のもとに整備を進めることが重要であるが、立地条件の悪い森林や所有者不明により通常では整備がきわめて困難な森林が存在する。このような森林については、市町村等公的な主体が暫定的に管理する手法が必要。このため、森林整備がきわめて困難な森林について、公的な主体が暫定的に管理できる権限を与え、森林経営計画(仮称)に組み入れるとともに、同計画に基づき、所有者に代わって森林整備を実施できることとする。	森林法	農林水産省
② 所有者不明の森林に対する分取育林契約締結事務の簡略化	市町村森林整備計画に定める「要間伐森林」のうち、相続等が行われていないため所有者が不明となっている森林について、分取育林契約締結事務を簡略化し、病害虫の発生防止や、水源の涵養など公益的機能の保持に取り組むことができるものとする。	森林法	農林水産省
③ 森林施業集約化の促進のための固定資産課税台帳の閲覧	相続等により森林所有者の特定は困難となっており、地権者が不明で全く手を出さずできない森林が存在している。このため、固定資産課税台帳の閲覧を可能とすることにより、森林所有者の特定をしやすいとする。	地方税法	総務省
<b>ii) 鳥獣害対策</b>			
④ 有害鳥獣の捕獲・狩猟について期間や時間帯の延長	狩猟期間を延長するほか、一定の条件の下においては、夜間発砲についても規制を緩和する。	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	環境省
⑤ 鳥獣保護区での捕獲制限の緩和、箱わな狩猟免許の緩和、免許試験の緩和	鳥獣捕獲が禁止されている鳥獣保護区であって、農林業被害を発生している地域においては、シカやイノシシなど重大な被害をもたらしている鳥獣をわなで捕獲する場合に限り、狩猟期間中の許可を受けることなく捕獲することができるものとする。 また、第1種狩猟免許を取得している者は、講習会の受講等によりわな猟を行えることとする。また、第1種狩猟免許の一部免除対象者を警察官OB・自衛隊OB等に拡大する。	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	環境省
⑥ 日没後の狩猟制限の緩和及び消音器の使用	人のエリア内進入を規制するとともに、銃弾のエリア外拡散防止策を講じる等、一定の条件の下、日没後の狩猟及び消音器の使用を認める。	銃砲刀剣所持等取締法 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	警察庁 環境省